

第2次

熊本市農水産業計画 改訂版

(素案)



令和3年（2021年）〇月

熊本市

第2次熊本市農水産業計画 改訂版の策定にあたって

検討中

令和3年（2021年〇月）

熊本市長 大西一史



目次

I	策定の趣旨	1
1	策定の背景・目的	2
2	計画の位置づけ	4
II	国内及び熊本市の農水産業の状況	5
1	国内の農水産業の状況	6
2	熊本市の農水産業の状況	12
III	熊本市農水産業の将来方向	19
IV	施策体系	23
V	実現に向けた課題と必要な取組	25
1	競争力の高い農水産業の振興	
(1-1-1)	消費者・事業者ニーズに対応した良質な農産物の生産拡大、 スマート農業の推進	28
(1-1-2)	安定した農業生産・集出荷の推進	32
(1-1-3)	環境に配慮した農業及び安全・安心な農産物づくりの推進	36
(1-2-1)	収益性の高い畜産業の推進	40
(1-2-2)	漁業生産に係る支援	44
2	持続可能な農水産業のための経営基盤の確立	
(2-1-1)	担い手の育成・確保の推進	50
(2-1-2)	経営の安定化	56
(2-2-1)	農地及び土地改良施設整備・保全の推進	60
(2-2-2)	漁場及び漁港施設の整備・保全の推進	64
3	農と食の魅力創造	
(3-1-1)	農水産物などのブランド化・高付加価値化の推進	68
(3-2-1)	農水産業や食をテーマにした情報発信と交流促進	72
(3-2-2)	地産地消の推進	76
VI	「新しい生活様式」に対応した農水産業の振興	81
VII	計画の推進体制	85
(参考資料)	1 用語解説集	
	2 熊本市の農水産業データ集	
	3 策定の経緯	

策定の趣旨

I

I 策定の趣旨

1 策定の背景・目的

第1次産業である農水産業は、私たちの健康な生活の基礎となる良質な食料等を安定的に供給する上で欠くことのできない産業です。さらには、その生産、加工、流通、販売等の各段階において、多様な産業と広く結びつき、地域経済の中で非常に重要な役割を担っています。これらのことから、農水産業は本市の基幹産業として位置づけられるとともに、高い潜在力を持つ成長産業としても期待されています。

また、農水産業は、産業的な側面に加えて地下水のかん養や多様な生物の保全、美しい景観の維持などの「多面的機能」と呼ばれる役割も果たしており、私たちの生活を豊かなものにしてくれています。

このような背景のもと、平成21年（2009年）3月に農水産業の持続的発展を目標に掲げた第1次熊本市農水産業計画が策定され、熊本市第7次総合計画（平成28年（2016年）3月策定）（以下、「総合計画」という。）では分野別施策「豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興」が位置づけられました。

これらの計画等に基づく各種施策の展開によって農水産業の産出額は増加するとともに、本市は全国屈指の園芸産地としての地位を維持し、全国市町村で第8位の農業産出額（平成30年（2018年）産）を誇るなどの成果が得られており、本市が目指す「上質な生活都市」の実現に向けた農水産業の振興は、ますます重要な課題となっています。

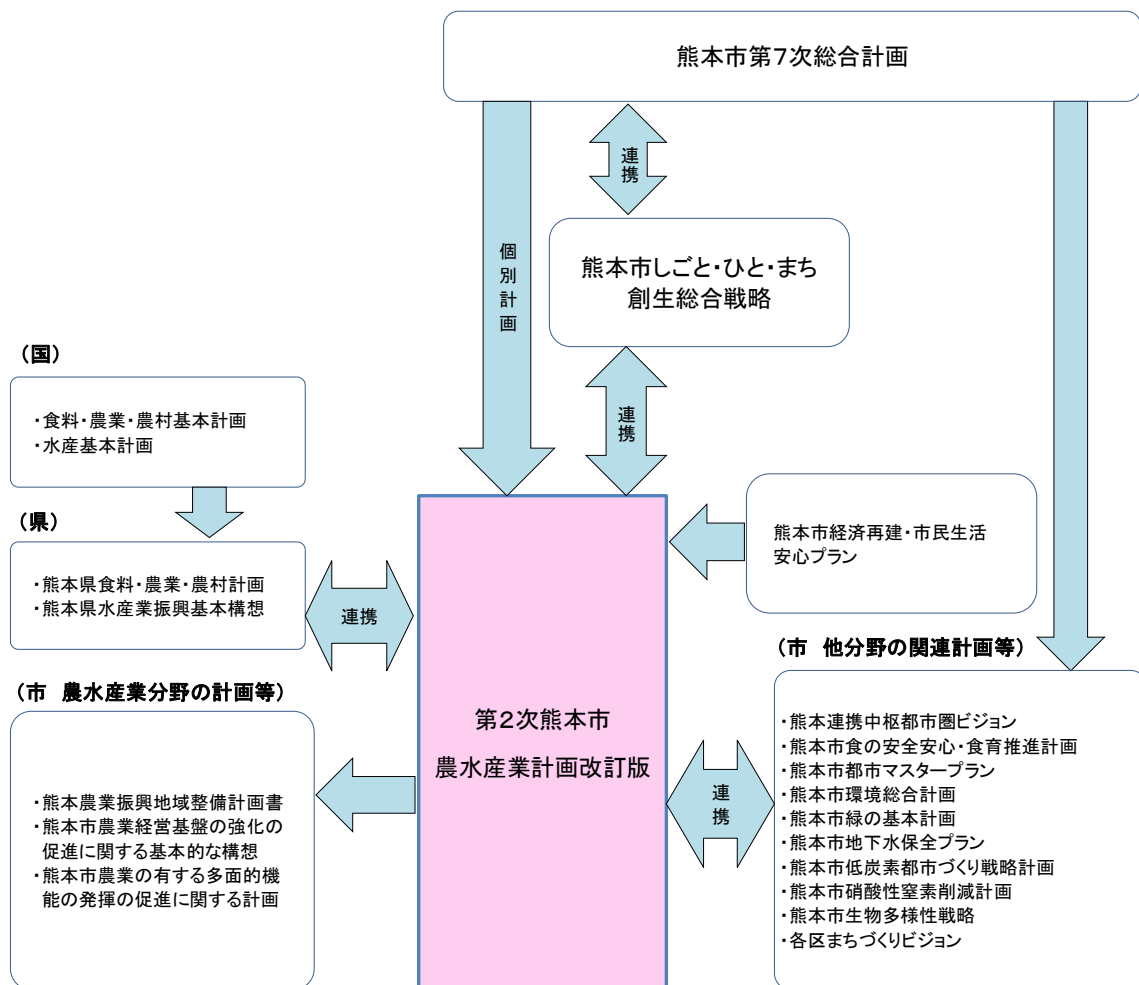
今回、令和2年（2020年）3月に総合計画が見直されたことを受け、昨今の農水産業を取り巻く状況を踏まえつつ、本市の農水産業施策の方向性ととともに具体的な取組や行程などを一層明確にして各種施策を着実かつ効果的に実施するため、第2次熊本市農水産業計画（平成30年（2018年）1月策定）の中間見直しを行い、本改訂版を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、総合計画の農水産業分野についての個別計画として策定するものです。

計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）から令和 5 年度（2023 年度）とし進捗状況や社会状況の変化等により必要に応じて計画の見直しを行います。

また、農水産業関係機関の策定する各種計画や本市が策定する他分野の関連計画等との連携を図り、本計画を推進します。（下図参照）



※本計画は、次のとおり関連法令に基づく計画としても位置づけます。

- ・「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成 22 年法律第 67 号）第 41 条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」。
- ・「都市農業振興基本法」（平成 27 年法律第 14 号）第 10 条に基づく「地方計画」。

国内及び熊本市の 農水産業の状況

Ⅱ

Ⅱ 国内及び熊本市の農水産業の状況

1 国内の農水産業の状況

(1) 食料生産等の状況

現在、経済のグローバル化が進展し、我が国では海外から大量の食料品を輸入する一方で、国内の農地面積及び農水産物の生産は長期的に減少傾向にあります。このため、国のカロリーベース総合食料自給率は約40%前後にとどまり、食料供給について海外に大きく依存している状況です。

このような中、世界の人口増加や経済発展に伴う食料需要の増大、気候変動による生産への影響など、わが国の食料の安定供給に関するリスクが顕在化してきており、中長期的には世界の食料需給のひっ迫も懸念されます。

私たちがこれからも安全・安心で豊かな食を享受し、日本の農水産物や食の魅力を世界に発信していくためには、国内の農水産業の重要性を改めて認識し、競争力を高め、農水産業の持続的発展につなげていく必要があります。

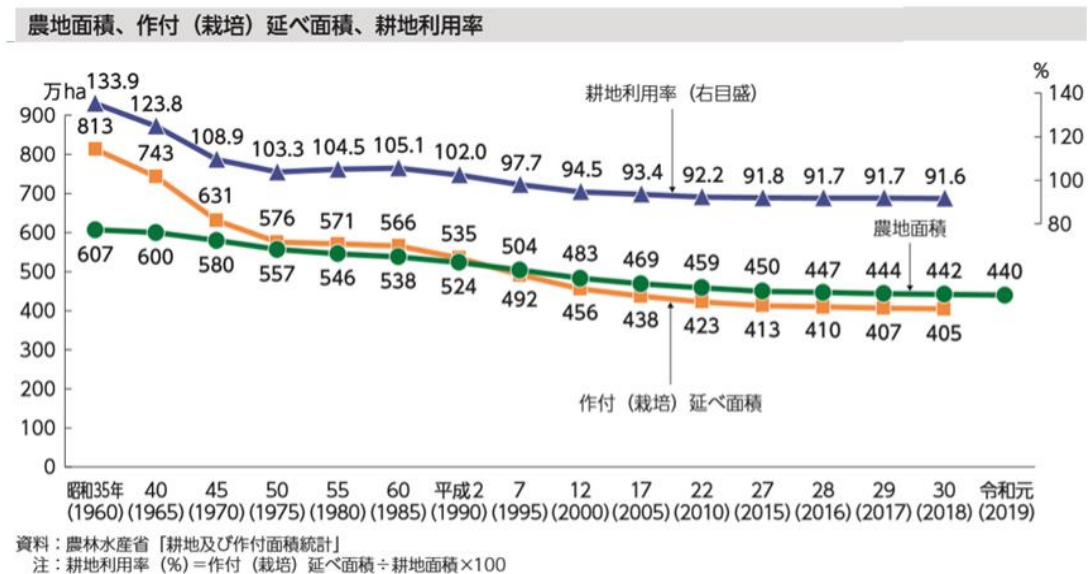


図1. 農地面積、作付（栽培）延べ面積、耕地利用率

出典：令和元年度食料・農業・農村白書（農林水産省、令和2年）

（２）農漁業従事者の状況

農水産業においては、従事者の減少及び高齢化が顕著に進行しており、令和２年（2020年）までの10年間で全国の販売農家数は約 000 万戸から約 000 万戸へと 00%減少し、販売農家における基幹的農業従事者数は約 000 万人から約 000 万人へと 00%減少しています。また、基幹的農業従事者の平均年齢は 00.0 歳となり、65 歳以上が占める割合は 00.0%まで上昇しているのに対して、40 歳未満は 0.0%にすぎず、アンバランスな年齢構成となっています。その一方で、常雇い人数は 0.0 倍に増加し、世帯員から雇用者への労働力のシフトが進展しています。

全国の海面漁業の漁業経営体数は、平成 30 年（2018 年）までの 10 年間で約 11 万 5 千経営体から約 7 万 9 千経営体へと 31%減少しています。漁業就業者数は約 15 万 2 千人まで減少し、65 歳以上が占める割合も漸増して 38%まで上昇しています。

このような状況の中、新規就業者の定着化や「担い手」の確保・育成、雇用労働力の確保、作業の協業化や外部委託が円滑にできる環境づくりなどが重要な課題となっています。

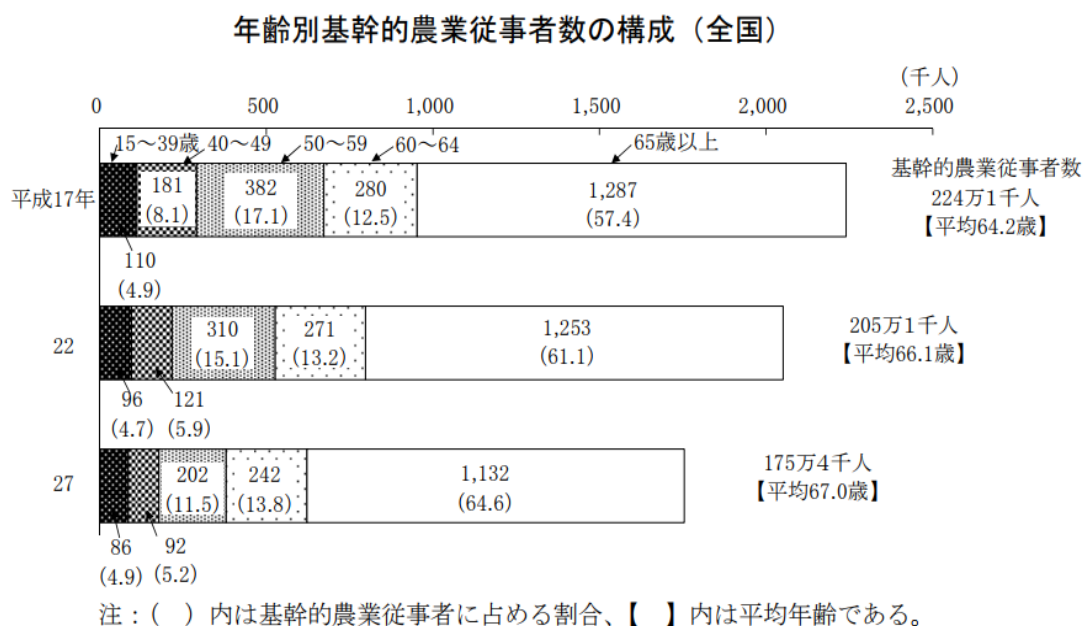


図 2．年齢別基幹的農業従事者数の構成（全国）

出典：2015 年農林業センサス結果の概要（確定値）（農林水産省、平成 28 年）

【未更新】
※2020 年センサスのデータに更新予定

（３）農山漁村地域の状況

日本の人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークとして減少局面に入っており、この傾向が継続すれば、人口減少とともに世界に例を見ない超高水準の高齢化率に急速に至るものと推計されています。

農山漁村における人口減少・高齢化は都市部に先駆けて進行しており、国勢調査によると、平成 27 年（2015 年）10 月における日本の人口は 5 年前と比べて 0.8%減少したのに対し、農村地域においては 5 年前に比べて 4.1%減少しています。また、65 歳以上の高齢者の割合も、都市地域の 24%に対して、農村地域では 31%に達しています。

農山漁村集落は、農業用水路、施設や機械等の共同利用等、生産に関わることのみならず、生活面でも密接に結びついた共同体として機能しており、農山漁村地域の人口減少や高齢化の進行により、農地等の地域資源の保全や農業集落の持続的な存続に懸念が生じています。

今後、このような状況を踏まえつつ、各地域の特性をいかした将来像づくりとともに、コミュニティの維持・活性化等に向けた取組を推進していく必要があります。



図 3. 我が国の人口・高齢化率

出典：平成 29 年度食料・農業・農村白書（農林水産省、平成 30 年）

(4) 農水産物貿易を取り巻く国際環境

近年、特定の国・地域間で貿易ルールを取り決める EPA/FTA の締結が世界的に進む中、我が国においても海外の成長市場の取り込みなどを図るための交渉が進められ、平成 30 年（2018 年）12 月の TPP11、平成 31 年（2019 年）2 月の EU・EPA に続き、令和 2 年（2020 年）1 月には日米貿易協定が発効しました。

これらの大規模な貿易協定の発効に伴い、我が国は名実ともに新たな国際環境に入ったとされ、国は、関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、経営安定に万全を期すため、経営安定・安定供給へ備えた措置を引き続き講じていくこととしています。

一方、これらの協定発効は、農林水産物の輸出を拡大する好機でもあるため、国は令和元年（2019 年）12 月に「総合的な TPP 等関連政策大綱」を改訂し、国内生産の拡大に向けて農林水産業の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、万全の対策を講じることとしています。

総合的な TPP 等関連政策大綱の概要

総合的な TPP 等関連政策大綱の概要（令和元年 12 月 5 日改訂）

1 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
 - ・就職氷河期世代を含む幅広い世代の新規就業者の就農準備への支援や地域における受入体制の充実とともに、担い手の農業用機械・施設の導入を支援
 - ・農地の集積・集約化及び大区画化により担い手の生産コストの引下げを推進
 - ・中山間地域における所得の確保や生産性向上のため、基盤整備と生産・販売施設等の整備を総合的に支援
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
 - ・司令塔組織の創設による輸出環境の整備
 - ・グローバル産地づくり緊急対策、海外の需要拡大・商流構築に向けた取組、輸出拠点の整備
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
 - ・ロボット・AI・IoT 等の先端技術を活用したスマート農業を現場に導入・実証し、スマート農業の社会実装を加速化
 - ・農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援
 - ・海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
 - ・肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図るため、繁殖雌牛・乳用後継牛の増頭に向けた「増頭奨励金」の交付、公共牧場・試験場等での繁殖雌牛の導入や施設等の整備、和牛受精卵の増産・利用の促進、国産チーズの競争力強化等を支援
 - ・増頭・増産を支える環境整備を図るため、畜産クラスター事業の要件を見直すとともに、後継者不在の家族経営からの経営資源の継承、家畜排せつ物処理の円滑化と土づくりを支援
 - ・生産現場と結びついた流通改革を推進するため、家畜市場・食肉処理施設の再編整備を支援
 - ・畜産クラスター事業等による体質強化、自給飼料の増産、加工施設の再編合理化によるコスト縮減の取組等を支援
- 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化
 - ・加工施設の大規模化や高効率化、他品目への転換を支援するとともに、原木の安定供給・生産コストの低減を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入等を支援
 - ・非住宅分野等における木材製品の消費拡大や付加価値の高い林産物の輸出促進、新技術の実証等を支援
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
 - ・リース方式による漁船導入や産地施設の再編整備
 - ・海上ブロードバンド用機器及び生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入等を支援

2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

○米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の経営安定・安定供給のための対策を継続

- ・国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ
- ・国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施
- ・パスタ・菓子製造等の経営改善を特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく支援措置により促進
- ・法制化し、補填率を上げた牛・豚マルキンの両交付金制度を、引き続き、適切に実施
- ・経営の実情に即して肉用子牛保証基準価格を引き上げた肉用子牛生産者補給金制度を適切に実施
- ・液状乳製品を追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度を着実に実施
- ・加糖調製品から調整金を徴収し、砂糖の競争力強化を図るとともに、着実に経営安定対策を実施

3 知的財産権の保護の推進

○地理的表示（GI）関係

- ・地理的表示の登録を進めるとともに、海外において我が国農林水産物等の名称保護を図り、侵害行為に適切に対応

○植物新品種・和牛遺伝資源保護関係

- ・優良な植物新品種について海外における品種登録の促進
- ・和牛遺伝資源について流通管理対策の実施及び知的財産的価値の保護を推進

資料：農林水産省作成

出典：令和元年度食料・農業・農村白書（農林水産省、令和2年）

(5) 近年の国の施策動向

令和2年(2020年)3月、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に基づく新たな食料・農業・農村基本計画が策定されました。

新たな基本計画では、農業の成長産業化を進める「産業政策」と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を進める「地域政策」を引き続き車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることが課題とされました。

また、施策の推進に当たっては、次の視点に立って施策を展開することとされています。

- 消費者や実需者のニーズに即した施策の推進
- 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- SDGsを契機とした持続可能な取組の後押し

新たな食料・農業・農村基本計画



出典：令和元年度食料・農業・農村白書(農林水産省、令和2年)

2 熊本市の農水産業の状況

(1) 農漁業生産等の状況

本市は清らかな地下水をはじめ豊かな自然環境に恵まれ、各地域の特色をいかして多数の品目の産地が形成されており、生産された上質な農水産物は関東・関西圏をはじめ全国に出荷されています。平成30年（2018年）の農業産出額は501億円で、そのうち野菜が51%、畜産が16%、果実が19%、畜産が14%、米が11%を占めており、多様かつバランスの良い生産状況の中、特に園芸作物に強みがあることが本市農業の特徴と言えます。また、平成30年（2018年）の漁業産出額は65億円で、そのうちノリが94%を占め、ノリ養殖業が基幹漁業となっています。

販売農家数は、令和2年（2020年）までの10年間で0,000戸から0,000戸へと00%減少し、販売農家における基幹的農業従事者数は00,000人から0,000人へと00%減少、平均年齢は00.0歳で、65歳以上が占める割合は00%となっています。全国的な傾向と同様に販売農家の減少及び高齢化は進行しているものの、全国平均に比べるとそれらの程度は緩やかであり、若い年齢区分の割合も大きい状況です。また、認定農業者数は県下一を誇る1,472名（令和元年度（2019年度））で、担い手が多いことも本市農業の強みの1つです。

販売農家の経営耕地面積は、令和2年（2020年）までの10年間で00,000haから0,000haへと00%減少するなど一貫して減少していますが、1戸あたりでは令和2年（2020年）までの10年間で1.57haから0.00haに拡大しており、農地集積が進んでいることがうかがえます。

海面漁業の漁業経営体数は、平成30年（2018年）までの10年間で629経営体から367経営体へと42%減少しています。漁業就業者数は、879人まで減少し、高齢化率も32%と高い値ながら、全国平均（約38%）に比べると若い世代が多くなっています。

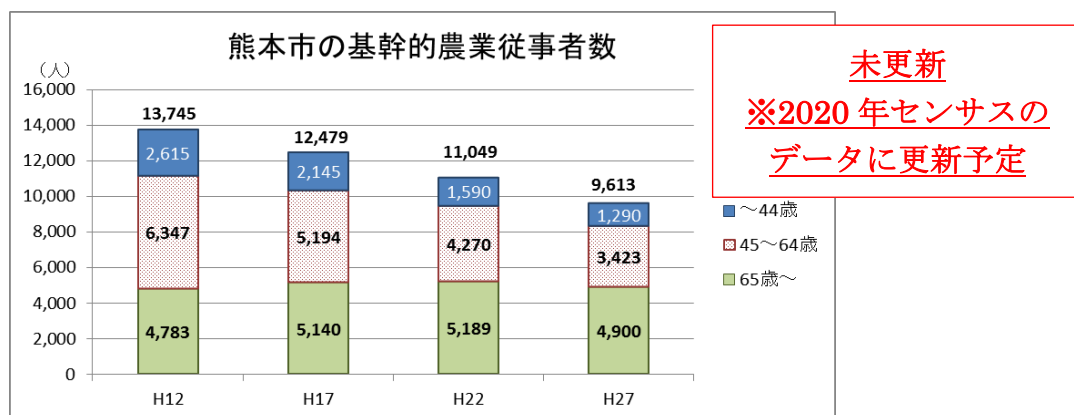


図4. 熊本市の基幹的農業従事者数の推移

資料：世界農林業センサス（2000年、2010年）、
農林業センサス（2005年、2015年）

（２）農水産業の振興によるくまもと創生

農水産業及び農山漁村は食料を供給する機能だけではなく、各種の生産活動を通じ、国土の保全や水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、多様な機能を有しており、これらの多面にわたる機能による効果は、地域の住民だけでなく、広く国民全体が享受しています。国では、これらの機能を貨幣評価し、農業関係で年間 8 兆 2,000 億円、水産関係で年間 11 兆円に上ると試算しています。

近年、豊富な地域資源をはじめとする農山漁村の魅力の再発見が進んでいます。新たな生活スタイルを求めて都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続するなど、農水産業や農山漁村の価値が再認識され、地域の活性化につながる動きも見られており、本市においても道の駅等を拠点とした活動が活発に行われています。

このような中、熊本市は、まち・ひと・しごと創生法に基づく「熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略」のリーディングプロジェクトの 1 つとして「農水産業の振興によるくまもと創生」プロジェクトを位置付け、農水産業の生産から流通、販売、消費、交流までの各段階における取組を有機的につなげて好循環を形成することで将来にわたり農水産業及び関連する幅広い産業において「しごと」を生み出し、地域活力の維持・向上につなげていくことを目指しています。

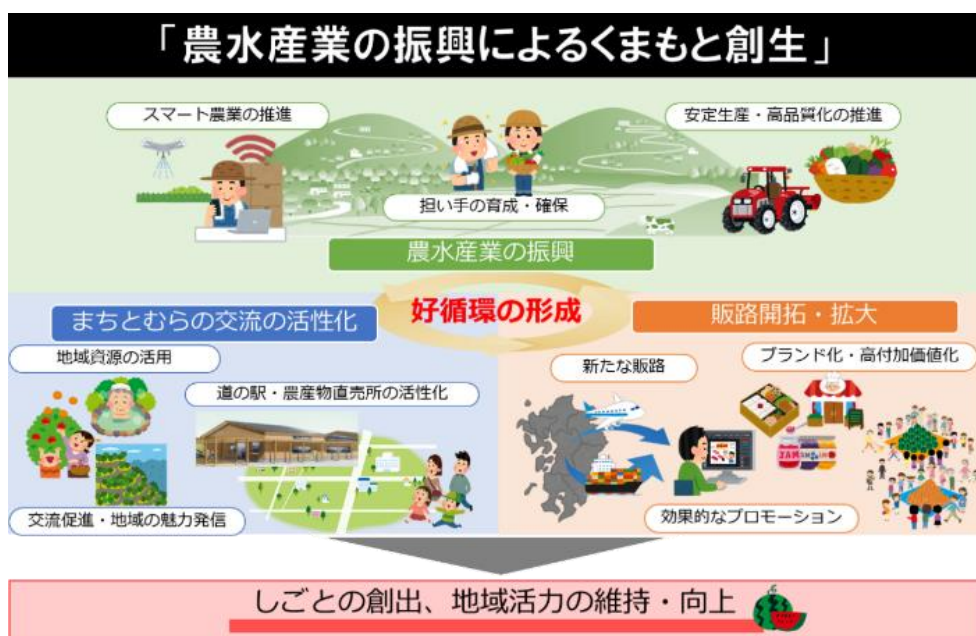


図 5. 「農水産業の振興によるくまもと創生」のプロジェクトイメージ図

出典：第 2 期熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略（熊本市、令和 2 年（2020 年））

(3) 持続可能な開発目標（SDG s）の推進

持続可能な開発目標（SDG s : Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことを理念に掲げた、全ての国々が 2030 年までの間に達成すべき 17 のゴールからなる開発目標です。

本市は、令和元年度（2019 年度）に「SDG s 未来都市」に選定され、これを契機として、本市における経済面・社会面・環境面における様々な地域課題の統合的な解決はもとより、国際社会の一員としてのグローバルな視点を持ちながら、あらゆる施策において SDG s の理念を踏まえ、取り組んでいくこととしています。

自然環境を基盤として営まれる農水産業は、その特性上、SDG s との関わりが非常に深い分野であり、本市の農水産業振興施策の展開によって次の表に示すゴール等をはじめ、幅広い内容への貢献が期待されています。



資料：外務省「持続可能な開発」(SDGs)について(平成31(2019)年1月)を基に農林水産省作成

図6. 17の国際目標と主要原則

出典：令和元年度食料・農業・農村白書（農林水産省、令和2年）

本市の農水産業振興施策と特に関連性が深いゴール等

関連性が深いゴール・ターゲット	主な取組
 2 飢餓をゼロに	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。 ▶ 良質な堆きゅう肥の施用等による土づくりの推進 ▶ 化学合成農業の低減等の環境に配慮した農業の推進 ▶ 鳥獣被害対策の推進 ▶ 生産基盤の整備・保全
 8 働きがいも経済成長も	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。 ▶ 生産技術の向上や最新技術の普及の推進 ▶ 担い手の育成・確保の推進 ▶ 農地の集積・集約化等による経営基盤の強化
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。 ▶ ICTやAI技術の活用等による栽培技術の高位平準化や労働負荷軽減の推進(農業のポテンシャルの発現を通じた日本一の園芸産地づくり)
 14 海の豊かさを守ろう	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。 ▶ 漁業者による漁場環境改善や資源増殖の推進 ▶ 種苗放流や漁獲のサイズ・時期・総量規制などの周知徹底による資源管理の推進 ▶ 漁場の整備・保全の推進

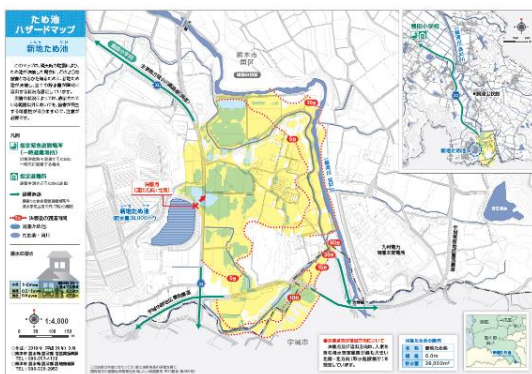
(4) 国土強靱化と災害に強い農水産業の推進

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返しさいなまれてきました。特に近年では、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に晒されており、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層重要性を増し、喫緊の課題となっています。

国が平成30年(2018年)12月に「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を取りまとめたことから、本市も令和2年(2020年)3月、多種多様なリスクに対して組織的かつ計画的に最大限備えることで市の強靱化を推進することとし、熊本市国土強靱化地域計画を策定しています。

農地や漁場、農水産業関係施設は生産上の役割だけでなく、防災上の効果を有しているものも多く、熊本市国土強靱化地域計画には農業農村整備事業による農地や土地改良施設の整備・保全をはじめ、国土強靱化に資する農水産業関係の各種施策が位置づけられており、これらの取組は、本市の防災・減災にも寄与するものです。

また、本市は台風などの常襲地帯でありながら施設園芸の一大産地であるため、農水産物への直接的な被害はもとより、生産施設の被災リスクも高い状況下にあります。このため、低コスト耐候性ハウスの整備等のハード対策とともに、災害情報の周知の強化、収入保険制度への加入促進等のソフト対策を適切に組み合わせながら、災害に強い農水産業の実現に向けた取組を着実に推進していく必要があります。



ため池ハザードマップ



低コスト耐候性ハウス

（５）新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、私たちの生命と健康を脅かし、社会経済活動を縮小させ、日常生活に大きな不安と深刻な影響を与えています。

本市では、感染拡大防止に向けて、国の「基本的対処方針」に基づき県と連携し対策に取り組みながら、農漁業者への金融支援や消費拡大対策をはじめ、国の総合経済対策や補正予算等とともに本市独自の対策も展開し、地域経済への影響を最小化すべく努めてきたところです。

農水産業分野においては、イベントの中止、インバウンド観光や外食産業の低迷等に起因する花き、和牛や馬肉などの需要低迷に加えて、大消費地での試食宣伝活動の中止、集会形式での情報共有機会の減少など、産地づくりの後退が懸念される事案が発生しています。その一方で、通信販売や農産物直売所のニーズ増加によって販路拡大のチャンスが生まれ、人同士の直接的な接触を抑制できるスマート農業の普及に向けた社会的な機運の高まりも見られます。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が想定される中、引き続き農水産業を振興していくためには、これまでの施策を計画的かつ着実に実施するとともに、新しい生活様式に対応した農水産業の振興に積極的に取り組んでいくことが必要です。

熊本市経済再建・市民生活安心プラン

【対策の方向性】

「新たな生活スタイルで 経済と市民生活を再建し、
安心して暮らせる熊本づくり」

- （１）「新しい生活様式」で影響を最小化し、力強く回復させる
- （２）デジタル化を進め、強靱でスマートな社会へ転換する
- （３）安心して暮らせる持続可能なまちを実現する

【基本施策】

- 施策１ 感染拡大を防止する
- 施策２ 市民生活を守る
- 施策３ 地域経済を再建する
- 施策４ 強靱な社会経済基盤を構築する



資料：熊本市経済再建・市民生活安心プラン（令和2年、熊本市）

熊本市農水産業の 将来方向

Ⅲ

Ⅲ 熊本市農水産業の将来方向

—将来方向—（総合計画分野別施策の基本方針）

豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興

総合計画で位置づけた本市農水産業の将来方向を達成するため、「競争力の高い農水産業の振興」、「持続可能な農水産業のための経営基盤の確立」、「農と食の魅力創造」の3つを目標とし、本市農水産業の発展に向けて次の基本的な施策の方向性（基本方針）による取組を推進します。

1 施策の目標 1：競争力の高い農水産業の振興



農水産業は、地勢や気候などの自然環境をいかしながら、その条件に合わせて営まれています。本市は平地や傾斜地、干潟など多様な自然環境を有しており、生産される農水産物の品目も多く、平成30年度（2018年度）の農業産出額は、全国の市町村において第8位を誇っています。

今後、一層競争力を高めていくためには、農水産物の持続的な安定生産と高品質化が重要です。

本市の代表的な農水産物である野菜、果樹等の園芸作物、畜産、ノリ等については、これまでの産地化の取組により、生産基盤が整備されるとともに、農水産物の質、量ともに確保され、市場で優位な状況にあります。さらに、本市農漁業者の高度な生産技術から、一層の生産性の向上が期待できます。今後とも、その潜在力を最大限に活かしながら、本市農水産業の競争力を効果的に高めていきます。

（1）園芸農業などの地域の特性をいかした農業やスマート農業の推進

産地として中長期的に発展を続けるため、消費者・事業者ニーズに対応した良質な農産物の生産の低コスト化、品質向上を推進します。また、ICTやAI技術などを活用したスマート農業による軽労働化、生産・経営技術の高位平準化、生産性向上などとともに、安定した農業生産に向け、省力化に資する技術や施設の導入、危機管理対策などを推進します。その他、土づくりや減農薬などの取組により、環境に配慮した農業と安全・安心な農産物づくりを推進します。

（２）稼げる畜産・水産業の推進

安定した収益を確保するため、畜産業においては、家畜改良などによる高品質生産と省力化、生産コストの削減による畜産経営の強化を推進します。

水産業においては、海水温の上昇など環境変化に対応した養殖漁業の推進や資源管理による水産資源の維持増殖を図ります。

第7次総合計画検証指標		基準値	実績値	検証値
		H27	R1	R5
農水産業の産出額(暦年)	農業産出額	471 億円 (H26)	501 億円 (H30)	504 億円
	漁業産出額	60 億円 (H25)	65 億円 (H30)	72 億円

2 施策の目標 2：持続可能な農水産業のための経営基盤の確立



農水産業において、人（農漁業者）と生産基盤（農地、土地改良施設、漁場、漁港施設等）は重要な基礎となるものです。また、農水産業の生産基盤の整備や保全は、生産性の向上のみならず、担い手の育成・確保、農村地域の防災・減災等にも大きく寄与します。

安定した経営を将来にわたり実現していくため、意欲ある農漁業者・経営体を育成、確保する体制づくりとあわせて、地域の状況に応じた生産基盤の整備・保全を、国土強靱化の視点も踏まえて進めます。

（１）経営体の強化

農漁業者の経営改善や規模拡大に向けた支援、経営の効率化・安定化を図る集落営農や協業化、担い手への農地の集積・集約化などを推進するとともに、労働力の確保や農福連携などを進め、経営体を強化します。

（２）生産基盤の整備・保全

農地や漁場等の生産基盤を着実に整備するとともに、すでに整備された農地・漁場や関連施設を継続的かつ適切に保全することにより、生産性の高い生産基盤の長期的な維持及び拡大を図り、農村地域の防災・減災にも寄与します。

第7次総合計画検証指標		基準値	実績値	検証値
		H27	R1	R5
販売農家1戸当たりの出荷額(推計)(暦年)		895 万円 (H26)	968 万円 (H30)	1,084 万円

3 施策の目標3：農と食の魅力創造



卸売市場などを柱とした大規模な流通体制は、商品を広域的かつ安定的に供給することを可能とし、本市の農水産物の全国的な流通に重要な役割を果たしています。一方で、その構造上、生産者と消費者の結びつきを希薄化させ、消費者や民間企業のニーズへの対応を難しくしている場合もあります。

今後は、民間企業との連携強化やトッププロモーションなどによる効果的な販売促進活動に取り組み、農水産物や加工品のブランド化・高付加価値化を推進し、新たな販路を開拓・拡大していくことが重要です。

また、農水産業は食料の供給という根本的な役割を担うだけでなく、農水産物の生産活動を通じて環境や景観など人々の生活に恵みをもたらす多面的な機能も有しています。これらは、人々の暮らしを充実させるとともに、農水産物の販路や消費の拡大にもつながるものです。

本市の上質な農水産物、美しい景観、食文化など豊かな地域資源を最大限に活用して、幅広い観点から農水産業の新たな魅力の創造を図ります。

（１）民間企業や農漁業者との連携などによる販路開拓・拡大

農漁業者、食品関係事業者、熊本連携中枢都市圏の自治体と連携したプロモーション、農水産物を利用した商品開発の支援など、農水産物のブランド化・高付加価値化を図り、販路開拓・拡大を推進します。

（２）生産者と消費者との交流促進

多様なツールを活用した農水産業に関する情報発信、農漁業体験や農水産業関係のイベント、地産地消の取組などを通じて、生産者と消費者の交流を深め、農水産業の持つ多様な側面からの魅力を十分に発揮させ、農村地域の活性化を推進します。

第7次総合計画検証指標	基準値	実績値	検証値
	H27	R1	R5
地元の農水産物を優先的に選ぶ市民の割合	82.1%	79.6%	上昇

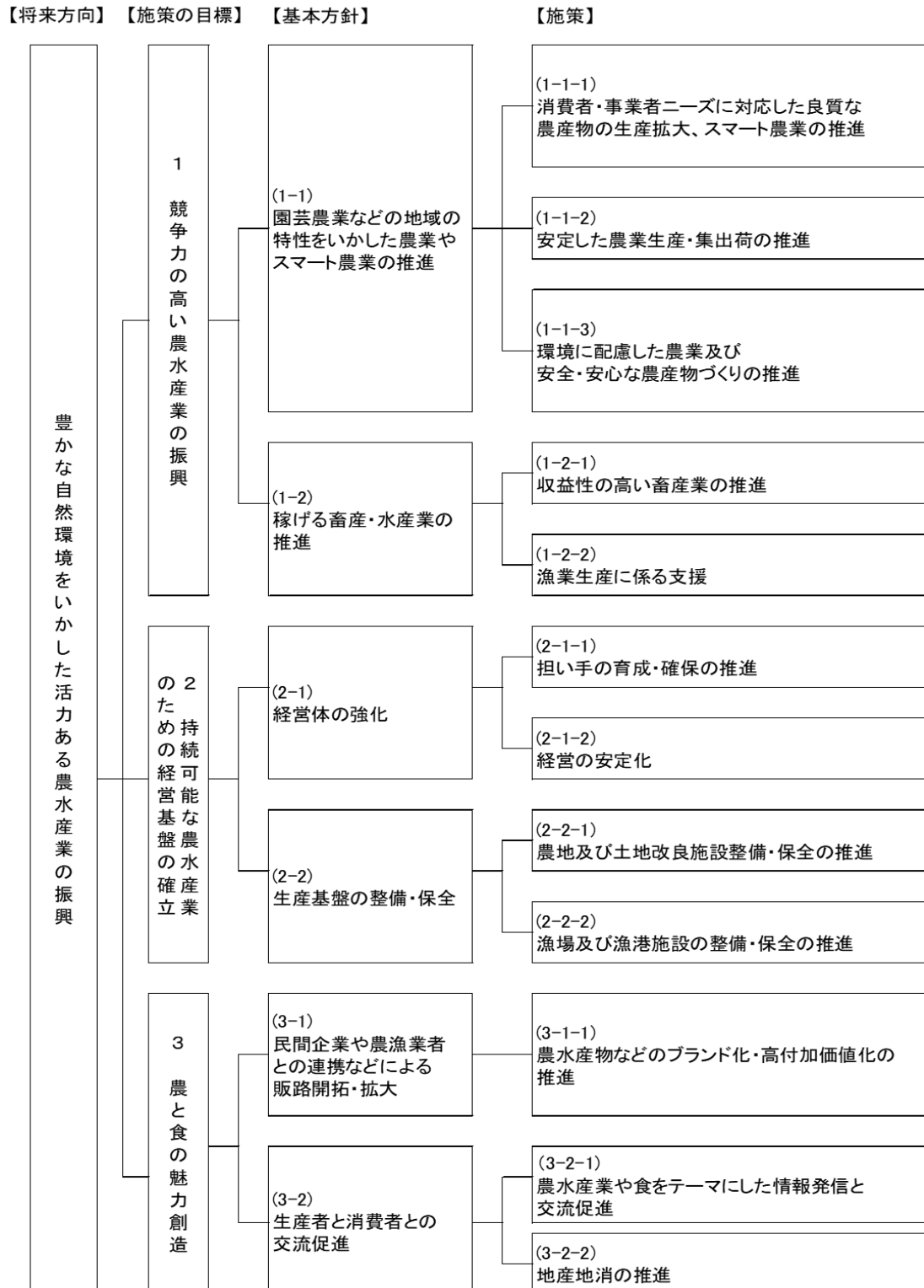
施策体系

IV

IV 施策体系

本計画は、総合計画の施策体系（下図）に基づいて実施します。

「V 実現に向けた課題と必要な取組」において、以下の【施策】ごとに具体的な取組を示しています。



実現に向けた課題 と必要な取組

V

V 実現に向けた課題と必要な取組

【施策の目標】

1 競争力の高い農水産業の振興



【基本方針】

1-1 園芸農業などの地域の特性をいかした農業やスマート農業の推進

- 1-1-1 消費者・事業者ニーズに対応した良質な農産物の生産拡大、スマート農業の推進
- 1-1-2 安定した農業生産・集出荷の推進
- 1-1-3 環境に配慮した農業及び安全・安心な農産物づくりの推進

【基本方針】

1-2 稼げる畜産・水産業の推進

- 1-2-1 収益性の高い畜産業の推進
- 1-2-2 漁業生産に係る支援

1-1-1

消費者・事業者ニーズに対応した良質な農産物の生産拡大、スマート農業の推進

〔熊本市第7次総合計画における事業概要〕

- A. なす、すいか、みかんなどの主力品目をはじめとする農産物の生産の拡大や低コスト化及び品質向上を推進します。
- B. 消費者などのニーズに応じた優良品種や新規需要が見込まれる品目・品種などの導入を推進します。
- C. 生産現場における講習会への支援などにより、農業生産の基礎となる生産技術を維持・向上させるとともに、日本一の園芸産地を目指し、ICTやAI技術などを活用したスマート農業の実証試験に取り組み、その結果の地域への展開や各種支援により新技術の実装を加速させます。

現状と施策の方向性

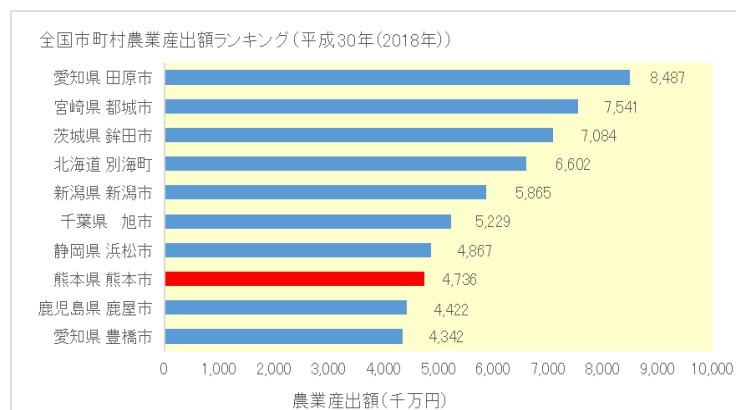
・園芸農業を中核とした全国トップクラスの農業産出額

・競争力強化に向け、多様化するニーズに対応した生産と品質の確保が必要

本市は園芸作物（野菜、果樹、花き）の産地として高い競争力を有し、生産される農産物は関東・関西圏をはじめ全国各地に出荷されています。本市の農業産出額は全国市町村で第8位を誇っており、全国上位品目には、なす（作付面積 全国市町村1位）、すいか（同1位）、メロン（同5位）、トマト（同9位）、うんしゅうみかん（同5位）等が挙げられます。

現在、本市が全国屈指の園芸産地としての地位を確保できているのは、消費者・事業者ニーズを踏まえつつ、大規模な集出荷施設等を整備し、大消費地に対して高品質の農産物を安定的に供給してきた成果といえます。

全国的に農産物の生産量が減少していく中、本市の農産物の市場シェアを確実に上昇させ、園芸産地としての競争力を一層強化し、日本一の園芸産地を目指していくためには、多様化するニーズを的確に把握しながら産地として対応できるよう良質な農産物の生産拡大、品質向上、低コスト化を推進し、ICTやAI技術等を活用したスマート農業の実現につなげていくことが重要です。



出典：平成30年市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）

課題及び主な取組

課題1 多様な消費者及び事業者ニーズの把握

【主な取組】

- (1) 量販店の店頭で生産者自ら実施する試食宣伝会や市場等の流通関係団体を通じて消費者等ニーズを把握するとともに、産地内での情報共有を推進します。
 - ・農畜産物生産出荷協議会等による試食宣伝会及び市場流通調査などを推進します。

課題2 ニーズに応える良質な農産物の生産拡大や低コスト化、品質向上等

【主な取組】

- (1) 農業生産の基礎となる生産技術の向上とともに、経営の効率化による生産規模の拡大、生産の低コスト化を推進します。
 - ・すいか栽培における炭酸ガス施用などの新技術の検討及び普及を推進します。
 - ・うんしゅうみかんの隔年結果是正対策や効果的なシートマルチ栽培を推進します。
 - ・米、麦、大豆等の土地利用型作物については、農地集積や団地化等により経営の効率化及び規模拡大を推進します。
 - ・なすを中心に、単為結果性などの特性を持つ省力化品種の普及を推進します。
 - ・施設の暖房効率を高め、加温機の燃料使用量を削減するため、多層カーテンや循環扇等の導入を推進します。
- (2) 消費者及び事業者ニーズに応じた優良品種等の導入を推進します。
 - ・うんしゅうみかんの「させぼ温州」、県育成オリジナル品種である中晩柑の「肥の豊」やいちごの「ゆうべに」などの優良品種の普及を推進します。
 - ・水田裏作でのたまねぎやほうれんそう等の加工・業務用野菜の生産振興など、地域特性に応じた産地づくりを推進します。

課題3 スマート農業の推進

【主な取組】

- (1) ICTやAI技術などを活用したスマート農業の実証試験に取り組み、その結果の地域への展開や各種支援により新技術の実装を加速化させます。
- ・国委託実証事業である「スマート農業加速化実証プロジェクト」(なす、すいか)に取り組むとともに、プロジェクトや全国事業の結果の他地域・他品目への普及、新技術導入に向けた調査研究に対する支援など、現場実装の加速化に向けた取組を推進します。

取組行程

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
1 多様な消費者及び事業者ニーズの把握	≪ニーズ把握と情報共有≫ 生産者による試食宣伝会 や市場流通調査実施	・随時情報共有		・実績の検証 ・目標の再設定
2 ニーズに応える良質な農産物の生産拡大や低コスト化、品質向上等	≪生産技術の向上・生産規模拡大≫ 【なすを中心とした省力化品種の普及推進】 生産部会などを通じた周知及び実証試験の実施	・省力化品種の普及推進 ・取組状況の把握		・目標の再設定
	【すいか栽培における新技術の検討及び普及推進】 技術マニュアルの普及推進	・技術マニュアル普及推進 ・適宜見直し ・取組状況の把握		
	【うんしゅうみかんの安定生産の推進】 補助事業を活用した高品質・安定生産技術の導入支援	・補助事業による導入推進		・目標の再設定
	【土地利用型作物における経営の効率化及び規模拡大の推進】 農地集積や作業機械の共同化を推進	・補助事業の推進 ・農地中間管理機構を利用した農地集積		

【施策の目標】 1 競争力の高い農水産業の振興

【基本方針】 1-1 園芸農業などの地域の特性をいかした農業やスマート農業の推進

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
2 ニーズに応える良質な農産物の生産拡大や低コスト化、品質向上等	《消費者及び事業者ニーズに基づく優良品種等の導入》			
	【優良品種の普及推進】 導入面積の拡大推進	・補助事業による導入推進		・実績の検証 ・目標の再設定
	【加工・業務用野菜の導入推進】 加工用ほうれんそうの栽培実証試験の実施	・産地の育成 ・実証試験結果の検証		
3 スマート農業の推進	《スマート農業の推進》			
	スマート農業現地実証試験の実施	実証試験結果の地域への展開		
	ICTを活用した施設・機械の導入、導入に向けた調査・研修への支援	・市補助事業による導入推進 ・国県等事業の周知 ・導入事例の紹介		

※矢印の意味



(実線): 実施を予定



(破線): 検討を経て、実施を判断

検証指標

第7次総合計画実施計画検証指標	基準・実績値		検証値
	H27	R1	R5
なす: 省力化品種導入割合	—	81%	91%
かんきつ: 優良品種導入面積 (R1からの累計)	—	8.2ha	40.0ha
すいか: 上位等級の割合	80%	75%	85%
補助事業によるスマート農業の取組件数 (R1からの累計)	—	8件	60件

1-1-2

安定した農業生産・集出荷の推進

〔熊本市第7次総合計画における事業概要〕

- A. 農産物を安定生産するため、台風などの気象災害に強い低コスト耐候性ハウス、省力化や軽労働化に資する施設・機械の導入を推進します。
- B. 集出荷施設や共同利用施設などの整備・維持管理を支援します。
- C. 農業における危機管理として、農業災害対策、家畜伝染病対策、病虫害対策などを推進します。
- D. 有害鳥獣の捕獲体制の強化、侵入防止柵の整備、鳥獣のすみかとならないための地域ぐるみの環境整備など、総合的な鳥獣被害対策を推進します。

現状と施策の方向性

- ・台風等の気象災害や有害鳥獣等による農作物被害が深刻化
- ・気象災害対策や省力化のための施設・機械等の導入を推進するとともに、広域的な連携による危機管理対策が重要

近年、温暖化等の気候変動や台風、豪雨などの気象災害に加えて、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害の深刻化、新規の病虫害や家畜伝染病の発生など、農業者個人では対応困難なリスクが高まっています。農業生産を安定的に行うためには、これらのリスクへの対策に加えて、農作業の省力化や軽労働化、集出荷施設の適切な運用等が重要です。

気象災害への代表的な対策として、本市野菜園芸の主要品目である、長期作型のなす、トマト等を中心に、8～10月期の台風に左右されず計画的な作付けが可能となる低コスト耐候性ハウスの導入が進められており、今後も引き続き推進します。

また、集出荷施設については、効率的な集出荷を実現するため、整備や適切な維持管理、利用促進を支援します。

さらに、有害鳥獣及び病虫害による農作物被害や家畜伝染病の発生について各種対策を実施するとともに、発生地域に限らず、生産者や関係機関が広域に連携し対応できる体制の構築を推進します。



低コスト耐候性ハウス



箱わなで捕獲されたイノシシ

課題及び主な取組

課題1 計画的かつ安定した生産・出荷及び省力化・軽労働化の推進

【主な取組】

- (1) 施設園芸において台風等の気象災害の影響を軽減し、計画的に生産や出荷ができる低コスト耐候性ハウスの導入を推進します。
- (2) 省力化や軽労働化につながる施設・機械の導入を推進します。
 - ・ビニルハウス内の温度や気候の変化を感知し、換気窓やカーテンを自動開閉することで適切な温度管理を行う自動開閉装置等の導入を推進します。
 - ・担い手への農地集積や団地化等による作業の効率化、防除機や収穫機等の共同利用を推進します。
 - ・動力運搬車などの農作業の負荷を軽減する施設・機械の導入により軽労働化を推進します。

課題2 集出荷施設等の共同利用施設等の整備と利用の促進

【主な取組】

- (1) 野菜、かんきつ等の集出荷施設の整備による、集出荷体制の高度化を推進するとともに、適切な維持管理と利用率の向上を支援します。
 - ・うんしゅうみかんにおいて一次選果の地域単位での実施など効率的な選果体系を検討し、労働時間の削減と生産の維持・拡大を推進します。また、河内地区において基幹となる選果施設の機能強化を行い、効率的な集出荷体制の構築を推進します。

課題3 農業生産を守る危機管理対策

【主な取組】

- (1) 低コスト耐候性ハウスや防風ネット、全天候型マルチ施設等の気象災害の影響を軽減する施設等の導入を推進します。
- (2) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の悪性家畜伝染病の発生を防ぐとともに、発生時に備えて人員配備計画の策定、消毒ポイントの設置など、県市の連携によりまん延防止に向けた体制を整備します。
- (3) 微小害虫が媒介するうり類やトマトのウイルス病対策、つる割れ病（うり類）や青枯れ病（なす科）などの土壌病害対策を徹底するための技術の普及や機械等の導入を推進します。
- (4) 温暖化等の気候変動に対応した品種（耐暑性等）、生産技術、資材などの普及を推進します。

課題4 総合的な鳥獣被害対策

【主な取組】

- (1) ①鳥獣を集落に寄せつけない環境整備、②農地への侵入防止柵の設置、③捕獲、④捕獲従事者の育成による捕獲体制の強化の4対策を基本に総合的な鳥獣被害対策に取り組めます。
 - ・農業者、有害鳥獣駆除隊、J A、農業共済組合、森林組合、市等で構成する熊本市農畜産物有害鳥獣対策協議会や県、隣接市町村と連携して、情報共有や効果的な捕獲、各種被害防止対策に取り組めます。
- (2) 住宅地周辺の鳥獣被害について市民との協働による各種取組の強化を推進します。
 - ・立田山等において、イノシシの目撃情報や生息痕跡等をもとに地域住民と連携して箱わなを設置します。

取組行程

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
1 計画的かつ安定した生産・出荷及び省力化・軽労働化の推進	≪ 低コスト耐候性ハウスや省力化につながる施設・機械等の導入推進 ≫ 生産部会などを通じた事業の周知及び補助事業の推進	・国等の補助事業による導入推進		・実績の検証 ・目標の再設定
2 集出荷施設等の共同利用施設の整備と利用の促進	≪ 集出荷施設等の整備や利用率向上の支援 ≫ 集出荷体制の高度化の推進 ・かんきつ選果施設の整備 適切な維持管理と利用率向上への支援	・国等の補助事業の推進 ・管理主体や関係機関と連携した利活用の推進		・利用率向上に向けた取組検討
3 農業生産を守る危機管理対策	≪ 低コスト耐候性ハウスや防風ネット等の気象災害を軽減する施設の導入推進 ≫ 生産部会などを通じた事業の周知及び補助事業の推進 ≪ 悪性家畜伝染病対策の推進 ≫ 県と連携した畜産農場の指導及び発生時に備えた対応の確認 予防接種・感染検査経費の支援	・市補助事業の周知・導入推進 ・国県等の補助事業による導入推進 ・連携会議、演習等による庁内外との情報共有、対応確認 ・状況に応じた対応の見直し ・市補助事業の推進 ・状況に応じた対象見直し	・取組状況の把握	・実績の検証 ・目標の再設定

【施策の目標】 1 競争力の高い農水産業の振興

【基本方針】 1-1 園芸農業などの地域の特性をいかした農業やスマート農業の推進

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
3 農業生産を守る危機管理対策	≪ 病害虫防除対策の推進 ≫ 防除技術の普及及び機械等の導入支援	・市補助事業の推進	・取組状況の把握	
	≪ 温暖化等の気候変動に対応した品種・生産技術・資材等の普及推進 ≫ 新技術の情報収集及び普及推進	・市補助事業の推進 ・新技術の情報収集 ・新品種、新技術等の導入検討	・普及に向けた周知方法の検討	
4 総合的な鳥獣被害対策	≪ 総合的な鳥獣被害対策の推進 ≫ 市民や地域との協働による鳥獣被害対策の実施(集落点検マップや環境整備対策)。	・対策の推進 (講習会の開催、地域リーダーの育成、集落点検マップの作成等)	・対策の強化 (侵入防止柵整備、環境整備、駆除隊と連携した捕獲等)	・自主的な対策の確立
	未整備地域への侵入防止柵の設置。	・国等の補助事業による導入推進 ・県、JA等と連携した事業推進		
	ICTを活用した囲いわな等による捕獲対策の実施・検証。	・捕獲従事者との情報共有 ・効率的、効果的捕獲体制の検討	・効率的、効果的捕獲体制の構築 ・他地域への横展開	

※矢印の意味

→ (実線): 実施を予定

→ (破線): 検討を経て、実施を判断

検証指標

第7次総合計画実施計画検証指標	基準・実績値		検証値
	H27	R1	R5
低コスト耐候性ハウスの導入面積	56ha	74ha	84ha
市民協働による鳥獣被害対策に取り組む地区数	—	5地区	10地区

1-1-3

環境に配慮した農業及び安全・安心な農産物づくりの推進

〔熊本市第7次総合計画における事業概要〕

- A. 化学農薬・化学肥料の削減や良質な堆きゅう肥を用いた土づくりなどを推進します。
- B. 適正施肥や家畜排せつ物の適切な処理などにより、農業生産活動に起因する地下水への負荷低減を推進します。
- C. 環境への負荷低減に向け、省エネルギーに資する施設・機械の導入や生産技術の普及などを推進します。

現状と施策の方向性

- ・更なる自然循環機能の増進と環境への負荷低減が必要
- ・地下水をはじめとする環境を守る農業の推進と安全・安心な農産物づくりを支援

農業は、水源のかん養や生物多様性の保全等の多面的機能を有する一方で、農薬の使用や施肥により生態系や地下水質等に影響を与えるなど、環境に負荷を与える側面も有しています。また、本市は、施設園芸が盛んであることから、燃油やビニル資材等として多くの石油製品を使用しています。

本市が施設園芸の一大産地としての強みを生かしつつ、継続的な農業生産活動と安全・安心な農産物の供給を実現していくためには、これまで以上に県やＪＡ等の関係機関と連携して環境に配慮した農業を推進する必要があります。

特に、本市の水道水源は100%地下水であり、土壌を通じてかん養される地下水の保全のため、適正施肥、家畜排せつ物の適切な処理、白川中流域での水田かん養の推進などに、連携して取り組みます。また、省エネルギーに資する施設・機械の導入やバイオマス燃料の利活用、ＧＡＰの普及などを通じて、環境への負荷低減、安全・安心な農産物づくりを推進します。



出典：くまもとグリーン農業 HP



ビニルハウス内の循環扇

課題及び主な取組

課題1 土づくりや減農薬等による環境保全型農業の推進

【主な取組】

- (1) 化学合成農薬や化学肥料の使用を低減する技術や資材の導入を支援します。
 - ・生物農薬の導入や防虫ネット、粘着板の設置などの化学合成農薬の使用量削減につながる総合的な防除の取組みを支援します。
- (2) 熊本市東部堆肥センター等の良質な堆きゅう肥の施用等を通じた土づくりにより、安全・安心な農産物の生産を推進します。
 - ・化学肥料の使用量削減につながる有機農業生産の取組みを支援します。
- (3) 国の環境保全型農業直接支払交付金の活用を推進します。

課題2 地下水かん養の推進や農業による地下水への負荷低減

【主な取組】

- (1) 土壌分析結果に基づく適正施肥や家畜排せつ物の適正処理・利用の拡大等により、地下水への負荷低減を推進します。
- (2) 熊本市東部堆肥センターの利用及び生産される堆きゅう肥の広域流通について、関係機関と連携し推進します。
- (3) 白川中流域水田かん養事業の取組みを推進します。

課題3 省エネ及び石油代替エネルギーの利用推進

【主な取組】

- (1) ビニルハウスの多層カーテンや循環扇、ヒートポンプ等、省エネ効果の高い施設・機械の導入により、加温機の燃油使用量の削減を推進します。
- (2) 化石燃料の使用量削減のため、木質バイオマス燃料の円滑な利活用を推進します。

課題4 農業生産工程管理(GAP)の普及

【主な取組】

- (1) 安全・安心な農産物づくりや環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための農業生産工程管理（GAP）の認証取得を推進し、適正な農業経営管理の確立及び経営の安定化を推進します。

- 【施策の目標】 1 競争力の高い農水産業の振興
- 【基本方針】 1-1 園芸農業などの地域の特性をいかした農業やスマート農業の推進

課題5

農業関係廃棄物の適正処理や周辺環境への負荷低減

【主な取組】

- (1) 農業用廃ビニル等の農業生産活動から生じる産業廃棄物の適正処理を推進します。
- (2) 農業用燃料タンクの適正管理による河川等への油流出の防止対策や畜産施設等の適正管理による悪臭防止対策を推進します。

取組行程

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
1 土づくりや減農薬等による環境保全型農業の推進	≪ 化学合成農薬・肥料の使用を低減する技術・資材の導入推進 ≫ 減化学合成農薬・減化学肥料技術の導入に向けた取組及び有機JAS認証取組への支援	・市補助事業の推進	・取組状況の把握	
	≪ 良質な堆きゅう肥等の有機物施用による土づくりの推進 ≫ ストックヤード、マニアスプレッダ等の施設・機械の導入支援	・市補助事業の推進 ・国等補助事業の周知	・取組状況の把握	
	≪ 国の環境保全型農業直接支払交付金の活用推進 ≫ 補助制度の周知 市内外の優良取組事例の調査・普及	・随時情報提供 ・情報収集及び普及方法の検討		・実績の検証 ・目標の再設定
2 地下水かん養の推進や農業による地下水への負荷低減	≪ 施肥等による地下水への負荷低減を推進 ≫ 熊本市硝酸性窒素削減計画の取組推進	・適正施肥の啓発、緩効性肥料の利用推進 ・グリーン農業の取組推進		
	≪ 熊本市東部堆肥センターの活用推進 ≫ 関係機関と連携した活用及び堆きゅう肥の広域流通推進	・利用者やJA等と連携した活用及び広域流通の推進	・取組状況の把握	
	≪ 白川中流域水田かん養事業の取組み推進 ≫ 水循環型営農推進協議会への参画		・取組状況の把握	

- 【施策の目標】 1 競争力の高い農水産業の振興
- 【基本方針】 1-1 園芸農業などの地域の特性をいかした農業やスマート農業の推進

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
3 省エネ及び石油代替エネルギーの利用推進	≪省エネ効果の高い施設・機械の導入推進≫ 省エネルギー効果の高い施設・機械の導入支援	・市補助事業の推進 ・国等補助事業の周知	・取組状況の把握	・目標の再設定
	≪木質バイオマス燃料の円滑な利活用の推進≫ 木質バイオマス地域協議会への参画	・情報収集	・取組状況の把握	
4 農業生産工程管理(GAP)の普及	≪農業生産工程管理(GAP)の取組推進≫ 認証取組への支援	・市補助事業の推進	・取組状況の把握	・目標の再設定
5 農業関係廃棄物の適正処理	≪農業用廃ビニル等の適正処理の推進≫ 県及び関係機関と連携した農業者への適正処理の周知徹底及び指導	・適正処理の啓発 ・会議等による情報収集	・取組状況の把握	

※矢印の意味

 (実線): 実施を予定

 (破線): 検討を経て、実施を判断

検証指標

第7次総合計画実施計画検証指標	基準・実績値		検証値
	H27	R1	R5
環境保全型農業の実施面積(国交付金事業の取組面積)	54ha	58ha	62ha

1-2-1 収益性の高い畜産業の推進

〔熊本市第7次総合計画における事業概要〕

- A. 高品質な畜産物の生産に資する優良牛などの導入やICTなどの活用を推進します。
- B. 畜産業の経営規模の拡大とともに、省力化やコスト削減を推進します。
- C. 耕畜連携の取組などによる自給飼料の増産などを推進します。

現状と施策の方向性

- ・本市は県内有数の畜産地帯
- ・一層の高品質生産、コスト削減を推進するための支援が必要

本市は県内有数の畜産地帯であり、酪農牛をはじめとして肉用牛、豚、鶏などが飼養されています。

家畜の飼育・管理は、季節や昼夜を問わず行われるため、家族的又は小規模な経営体制においては、過重労働が強いられます。このような畜産業の特質に加え、作業従事者の高齢化や後継者不足によって経営離脱も増加しており、担い手や労働力の確保と併せて飼養管理施設の高度化等が必要です。

今後、畜産業の収益性を向上させるためには、高品質な畜産物の安定生産が必要であり、家畜改良による生産基盤の強化やICTなどの活用、省力化に向けた機器の導入等が求められています。

また、畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は大きく、輸入飼料の価格は畜産経営に大きく影響するため、生産コストの低減に資する自給飼料の増産も求められています。



乳用牛



養豚

課題及び主な取組

課題1 高品質生産の推進

【主な取組】

- (1) 畜産物の品質や生産性を向上させるため、優良な繁殖牛や種豚、優良な肥育素牛（もとうし）や肥育用子豚の導入を推進します。

課題2 経営規模の拡大と省力化・コスト削減

【主な取組】

- (1) 大規模飼養施設や共同育成施設等の整備、搾乳ロボット等の導入を推進し、経営規模の拡大や家畜飼養の高度化さらには作業の外部化等による省力化を推進します。（畜産クラスター事業の積極的利用）
- (2) ICTなどを利用した個体管理システムの導入による飼養管理の省力化、コスト削減を推進します。

課題3 飼料自給率の向上

【主な取組】

- (1) 主食用米の需給調整を適切に行いつつ、飼料作物については耕畜連携によるWCS、飼料用米等の生産拡大により飼料自給率を向上させ、飼料コストの低減及び飼料作物の生産拡大を推進します。

取組行程

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
1 高品質生産の推進	《優良な繁殖牛、種豚、肥育素牛、肥育用子豚等の導入推進》 優良な繁殖用及び肥育用の家畜の導入支援	・補助事業の推進 ・補助対象・内容の検討	・取組状況の把握	
2 経営規模の拡大と省力化・コスト削減	《畜産クラスター事業の活用による飼養管理施設の高度化》 畜産クラスター事業を活用した検討	・大規模飼養施設整備の推進 ・搾乳ロボット導入推進 ・共同育成施設等の整備検討 ・畜産クラスター協議会の設立、運営		
	《ICTなどを利用した省力化の推進》 畜産現場へのICT技術などを利用した個体管理システム・機器等の導入及び導入に向けた調査、研修への支援	・市補助事業の推進 ・国等補助事業の周知 ・情報収集	・取組状況の把握	
3 飼料自給率の向上	《飼料作物の生産拡大》 WCS、飼料用米等飼料作物の生産拡大推進	・マッチングの推進	・取組状況の把握	・目標の再設定
	生産性の高い飼料作物に関する情報収集	・導入品種の検討・評価に向けた情報収集		

※矢印の意味

→ (実線): 実施を予定

→ (破線): 検討を経て、実施を判断

検証指標

第7次総合計画実施計画検証指標	基準・実績値		検証値
	H27	R1	R5
1戸当たりの畜産物の産出額	38百万円	48百万円	48百万円

1-2-2

漁業生産に係る支援

〔熊本市第7次総合計画における事業概要〕

- A. 海域環境のデータ解析やノリ養殖スケジュールの見直しなどを実施し、温暖化など環境の変動への対応を推進します。
- B. ノリ養殖漁業における適切な衛生管理などに向けた取組を推進します。
- C. 二枚貝の資源調査結果に基づいた管理指針の提示や市場価値の高い魚種の種苗放流などを通じて、水産資源の増殖及び資源管理を推進します。
- D. 漁場環境や干潟漁場の資源量などの調査・情報提供を行うとともに、漁場環境改善の取組を推進します。

現状と施策の方向性

- ・全国有数のノリ産地
- ・海洋環境の高温化への対応や資源管理の取組が重要

本市では、比較的穏やかな有明海の特性を生かしたノリ養殖業や大きな干満差によって形成される広大な干潟漁場を利用した採貝漁業などが行われており、なかでも、熊本県が全国4位の生産量と産出額を誇るノリ養殖業は、本市においても基幹漁業となっています。

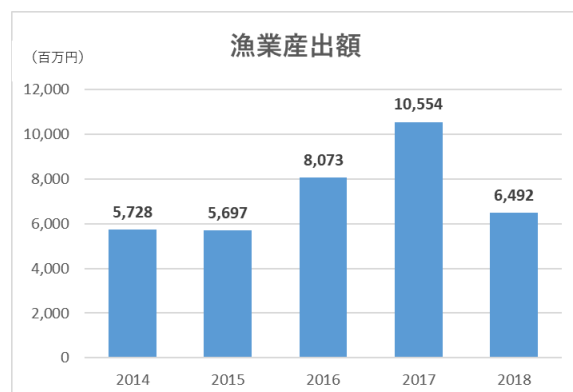
しかしながら、海水温上昇等の影響により、既にノリの養殖期間の短縮を余儀なくされているため、高水温化に対応できる、その年毎の環境に合わせた養殖スケジュールの提案を行っています。また、現在、経営体の減少による総産出量の減産を、経営規模の拡大で補っていますが、今後、さらに高齢化が進むことによって経営体及び総産出量の減少が懸念されることから、今まで以上に効率的で集約された企業的な生産体制への転換についても検討が必要です。

一方、採貝漁業については、漁場が河川からの流入泥土に覆われた影響などにより貝類資源が激減しており、採貝漁業を安定させるためには、漁場の整備と併せて貝類資源を増殖させ、持続的に利用していけるよう天然資源の再生産を確保していく資源管理型漁業の徹底が不可欠です。

さらに、ノリ養殖業における衛生管理の高度化を推進し、更なる安全性を高めることによる付加価値を創出することが必要です。



熊本市のノリ支柱漁場



資料：熊本市調べ

課題及び主な取組

課題1 環境の変化に対応した効率的な養殖漁業の推進

【主な取組】

- (1) 海域環境についてデータ解析を行うとともに、海況監視システムを活用した環境変化等に関する情報を漁業者に速やかに提供します。
- (2) ノリ養殖スケジュールについては、毎年度の見直しを含め、さらなる検討とともに実質的な導入を行い、環境に適応した効率的な体系への転換を推進します。
- (3) ノリ養殖業の経営規模の拡大による効率化や企業的経営のメリットについて情報提供していきます。
 - ・市内の大規模ノリ養殖漁家の経営を分析し、分析結果に基づいた勉強会や研修会を開催します。
 - ・大規模経営体のさらなる効率化について検討していきます。
- (4) 共同乾燥などの部分的な協業体制の導入による生産効率の向上や生産量の維持拡大について検討を進めます。
 - ・既存の協業施設の経営分析を行います。
 - ・分析結果等について勉強会を行い、協業化の導入について検討していきます。
- (5) ノリ養殖の生産現場である漁場での摘みとりから1次加工を経て2次加工者に至るまでの流過程を含めた、総合的な衛生管理体制を推進します。
 - ・摘採から始まる一連の生産過程及び検査・流過程において必要となる衛生管理マニュアルやチェックリストの作成と運用を進めていきます。
 - ・ノリ加工施設に、HACCPの考え方に沿った衛生管理の導入を推進します。

課題2 資源管理による漁場の再生産力促進と多様性確保

【主な取組】

- (1) アサリやハマグリ等の二枚貝資源調査結果に基づいた管理指針を示すことにより、資源の維持と再生産を促します。
 - ・漁場毎に詳細な調査を行い、この結果に基づいた資源管理型の操業を推進します。
- (2) 干潟の有効活用のため、既存の二枚貝と競合しない新たな漁業資源の導入を検討します。
 - ・タイラギやアゲマキ等の有用魚介類の種苗生産や飼育試験に関する情報収集に努め、生産された有用種苗の現地導入について検討を進めます。
- (3) 漁業者による漁場環境改善や資源増殖の取組等を推進します。
 - ・効果的な耕うん作業や保護区の設置について調査結果に基づいた方針を示していきます。

- (4) 市場価値や地域性の高い魚種種苗の放流、魚介類の産卵期における保護等を進めることにより資源の維持増殖を図るとともに、漁業者に対して漁獲サイズや漁獲時期等の規制遵守を働きかけることにより資源管理を推進します。

取組行程

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
1 環境の変化に対応した効率的な養殖漁業の推進	《 海域環境のデータ解析や海況監視システムを活用した環境変化等に関する情報提供 》 漁場環境調査の実施や過去データの解析と発信、漁場再生の手法検討 自動海況監視システムデータの提供、利用者層の確認と拡大、利用促進に向けたデータ活用方法の啓発		・県全体のデータとの比較・検討(県魚連との情報共有) ・自動海況観測システムの更新準備 ・ニーズの把握・調整	
	《 ノリ養殖スケジュールを見直し、環境に適応した効率的な体系への転換の推進 》 漁業者部会等の勉強会等において養殖状況及び海況データ等の情報提供 ノリカレンダーの作成 ・カレンダーの内容の見直しと修正	・適水温期に合わせた漁期短縮集中型スケジュールの提示 ・漁業者によるカレンダーの利用状況把握	・過去データの確認によるスケジュールの見直し推進	
	《 経営規模の拡大や企業の経営についての情報提供等 》 共同乾燥等の計画に必要な情報の更なる収集	・新たに設置された共同乾燥施設等の運用状況やコスト等に関する情報収集	・各種勉強会開催時における情報提供	
	《 部分的な協業経営に向けた共同乾燥などに関する情報収集や研修会開催による情報発信 》 畠口漁協の共同化に向けた取組みを支援 海路口漁協の取組みについての情報収集 対象事業となる国交付金制度等の情報発信	共同乾燥施設規模等の検討、計画書の作成		
	《 HACCPに基づいた衛生管理体制の導入 》 ノリ加工場施設のモニタリング等により得られたデータを基とした、実践的な内容の講習会実施 モデル施設等のモニタリング等による衛生管理手順書作成 モデル施設の適合認定取得準備(コロナ禍により延期)	・モデル施設の課題を踏まえた衛生管理手法の普及・啓発 ・防疫体制の強化、推進 ・HACCPに沿った取扱に関する標準的な手順書やチェックリスト等の整備	・HACCPに沿った各種マニュアル及びチェックリストの各漁家への周知 ・防疫体制の強化、推進 ・各種勉強会開催時における情報提供 ・HACCPシステムの実運用及び結果検証	・HACCPに沿った各種マニュアル及びチェックリストの各漁家における運用推進

【施策の目標】 1 競争力の高い農水産業の振興
 【基本方針】 1－2 稼げる畜産・水産業の推進

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
2 資源管理による漁場の再生産力促進と多様性確保	《二枚貝資源の資源調査結果に基づいた管理指針を示し、資源の維持と再生産促進》			
	漁場資源の調査・分析及びそれに基づく年度毎の管理指針の提示	→		
	県等関係機関と連携し生産に結び付いた漁場の追跡調査・支援	→	→	→
		・網袋＋シュロを用いた母貝保護試験への協力、検証	・網袋を用いた母貝保護集団の拡大支援	・新たな取組みの検討
	《干潟の有効活用に向けた既存資源の維持》	→		
	タイラギ等の有用二枚貝類の種苗生産や試験状況等の情報収集～導入検討	→		
	網袋等によるアサリ稚貝確保・育成等の資源増殖活動の支援	→	→	→
		・袋網によるアサリ人工種苗育成試験結果とりまとめ		
	《漁業者による漁場環境改善や資源増殖の取組み等の推進》	→		
	水産多面的機能発揮対策事業を活用した漁場改善や資源保護活動に対してモニタリング結果に基づいた助言指導・支援	→	→	→
	次期計画準備支援 国に対して事業継続を要望	→	→	→
		・次期計画開始予定		
	《市場価値や地域性の高い魚種種苗の放流、産卵期における保護等による資源の維持増殖を推進》	→		
	熊本港周辺海域漁業振興対策事業(県委託金)によるクルマエビ、ガザミ等の種苗放流の実施	→	(事業完了)	→
	県に対して事業継続を要望、新たな資源増殖事業の検討	→	→	→

※矢印の意味

→ (実線): 実施を予定
 → (破線): 検討を経て、実施を判断

検証指標

第7次総合計画検証指標	基準・実績値		検証値
	H27	R1	R5
漁業産出額	60億円 (H25)	65億円 (H30)	72億円

V 実現に向けた課題と必要な取組

【施策の目標】

2 持続可能な農水産業のための経営基盤の確立



【基本方針】

2-1 経営体の強化

2-1-1 担い手の育成・確保の推進

2-1-2 経営の安定化

【基本方針】

2-2 生産基盤の整備・保全

2-2-1 農地及び土地改良施設整備・保全の推進

2-2-2 漁場及び漁港施設の整備・保全の推進

2-1-1 担い手の育成・確保の推進

〔熊本市第7次総合計画における事業概要〕

- A. 認定農業者などの担い手や新規就業者を含む農漁業後継者を育成・確保し、経営規模の拡大や労働力の確保などによる経営改善を支援するとともに、農福連携を推進します。
- B. 認定農業者、若手後継者や女性の農漁業者が組織する団体などの活動を支援し、次世代の農水産業を担う多様な人材の育成を推進します。
- C. 共同で営農を行う集落営農組織の育成を行い、法人化を支援します。

現状と施策の方向性

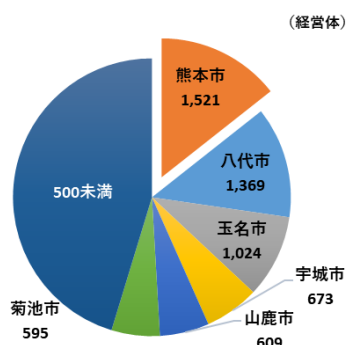
- ・地域農業の中心的担い手である認定農業者の数が県内1位
- ・意欲ある多様な担い手の育成・確保のための継続的な支援が重要

本市の認定農業者数は県下一を誇っており、一定数の担い手を確保していますが、全国と同様に農漁業従事者の数は減少傾向で推移し、高齢化も進行していることから長期的には担い手の不足が懸念されます。

このような中、今後とも継続的に農水産業の担い手を確保していくため、認定農業者等の経営意欲の高い農漁業者を重点的に支援するとともに、新規参入者や農漁業後継者に対して地域ぐるみで継続的な支援を行い、地域への定着を推進します。また、労働力不足の改善に向けて、雇用の確保対策に積極的に取り組むとともに、女性の経営参画や農漁業経営の収益向上に向けた施策を一層推進します。

さらには、機械の共同利用や農地の効率的な利用等による生産コストの削減、所得向上を期待できる集落営農組織や将来の法人化等を見据えた支援を推進します。

H30（2018年度）県内の認定農業者数の内訳



資料：熊本県調べ



後継者クラブの宮崎研修の状況

課題及び主な取組

課題1 農水産業の担い手の育成・確保

【主な取組】

- (1) 認定農業者をはじめとする農漁業経営体の経営改善の達成に向けた支援を実施します。
 - ・経営改善計画の作成及び計画の実現に関する各種支援を行います。
 - ・認定農業者協議会等の協議会運営や研修会活動を支援します。
 - ・認定農業者における基本情報のデータベース化を構築します。
 - ・売上げやコストの管理等による漁業者の収益向上に向けた経営分析を行います。
- (2) 各種補助事業や災害対策等に関する情報を迅速に提供します。
 - ・LINE等の新たな情報発信ツールの拡充に取り組みます。
- (3) 経営段階に応じた新規就農者等の認定農業者への移行や認定農業者の組織活動の強化を推進します。
 - ・認定農業者協議会等の協議会運営や研修会活動を支援します。

課題2 地域連携による新規就農者及び農漁業後継者の育成

【主な取組】

- (1) 新規就農者への相談や営農指導を行い、就農促進や営農定着を推進します。
 - ・認定新規就農者制度の活用により、次世代を担う農業者を目指す者に対し、就農後の経営の安定化に向けて総合的に支援します。
 - ・就農段階から営農定着までの継続したサポート体制を整備します。
- (2) 地域連携による新規就農者に対する指導や研修の仕組みづくりを支援します。また、ICTやAIなどを活用した優れた技術の見える化による若手農業者への円滑な技術継承や農業参入に係る技術面での障壁の低減を図ります。
- (3) 農漁業後継者等の育成のための研修会や後継者組織の活動を支援します。

課題3 雇用による労働力の確保

【主な取組】

- (1) 労働力確保に関する活動や研修等についての農業者等の取組を支援します。
- (2) 雇用確保につながる労働環境の改善のための施設等整備を支援します。
- (3) 県やJA中央会等と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、福祉施設利用者と農業を結ぶ農福連携や外国人材の受入れなど多様な人材の活用を推進します。

- ・農業会議に設置された農業への求職相談窓口について周知します。
- ・県及び市の農業部門と福祉部門で連携し、農福連携の農業関係者への情報提供と理解促進を図るとともに、農福連携コーディネーターを介した農業者と福祉施設とのマッチングを推進します。
- ・JA熊本中央会を通じて創設が検討されているマッチング制度の利用を推進します。

課題4 農業経営における男女共同参画及び女性農業者の活躍推進

【主な取組】

- (1) 認定農業者協議会女性の会等の女性組織の活動を推進します。
 - ・関係機関と連携して、女性農業者を対象とした研修会の開催や情報提供等の支援を行います。
 - ・女性農業者で組織する団体等への積極的な参加を働きかけるとともに、地域間での女性農業者の交流を促進します。
- (2) 家族経営協定の締結等を通じて女性が働きやすい就農環境整備や女性の経営参画を推進します。
 - ・家族経営協定締結数を増加させることで、女性が働きやすい環境整備や農業経営に主体的に参画することを促進するとともに、女性農業者のみならず、家族内でワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。
- (3) 女性農業者の主体的な取組を推進します。
 - ・女性農業者が主体的に農業経営に取り組めるように、補助事業等への取組の支援を行います。

課題5 集落営農組織の設立や法人化等の推進

【主な取組】

- (1) 土地利用型作物を中心に、集落営農組織の設立及び法人化を推進します。
 - ・機械、施設の共同利用や作業の共同化によるコスト削減、農地の有効利用による作業の効率化等により経営改善を図り、集落における担い手を確保するため、集落営農組織の設立を支援します。
 - ・法人化に必要な経費の支援や法人設立後の経営の早期安定化に向けた取組みを支援し、法人化を推進します。
- (2) 国・県との連携により、地域に根ざした営農を目指す企業の参入を支援します。

取組行程

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
1 農水産業の担い手の育成・確保	《 経営改善の実施・達成 》			
	【経営改善計画の作成及び計画の実現に関する相談支援】 個別相談の実施 (新規、更新時等)	オンライン申請の運用 開始 ・広報周知	・実績の整理	・運用上の改善について 検討
	【認定農業者協議会等の協議会運営や研修会活動の支援】 組織内での研修会活動の 情報共有の実施	・LINEによるアンケートを 通じた活動支援内容 の検討	・利用(加入)促進	・効果の検証
	【認定農業者における基本情報のデータベースの構築】 農業経営改善計画申請書 を基にした認定農業者の データベースの構築	・データベースの適正な 管理・運用	・管理項目の追加検討 (農地情報、補助事業 の取組状況等)	
	【売上げやコストの管理等による漁業者の収益向上に向けた経営分析の推進】 収益向上に向けた経営 分析の実施	・生産規模毎の経営分析とロス率低減の検討		
	海苔加工施設衛生管理 高度化事業で得られた知見 を基にした講習会の開催	・モデル施設の課題を 踏まえた衛生管理手法の 普及・啓発 ・防疫体制の強化、推進	・HACCPに沿った各種 マニュアル及びチェック リストの各漁家への周知 ・防疫体制の強化、推進	・HACCPに沿った各種 マニュアル及びチェック リストの各漁家における 運用推進
	モデル施設の適合認定 取得準備 (コロナ禍により延期)			
2 地域連携による新規就農者及び農漁業後継者の育成	《 各種補助事業等の経営改善に関する迅速な情報提供の推進 》			
	FacebookやLINE等による 情報発信 ・認定農業者協議会の LINE公式アカウントの 開設	・LINE公式アカウント利用(加入)促進		・効果の検証 ・情報発信手段の検討
	《 地域連携による新規就農者に対する指導や研修等支援の実施 》 認定農業者等と新規就農 者の合同研修会・交流会の 開催 ・ICT等を活用した新たな 開催手法の検討	・リモート研修会等の実施		・実績の検証
	JA研修施設等の活用推進 ・実績把握			・効果検証

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
2 地域連携による新規就農者及び農漁業後継者の育成	《 農漁業後継者育成のための研修会の実施や後継者組織の活動の支援 》			
	後継者クラブ等の活動支援 (研修会、直売会等)	・認定農業者等との交流促進	・広報媒体を用いたクラブ活動のPR・情報発信	
	海苔加工施設衛生管理高度化事業で得られた知見を基にした講習会の開催	・モデル施設の課題を踏まえた衛生管理手法の普及・啓発 ・防疫体制の強化、推進	・HACCPに沿った各種マニュアル及びチェックリストの各漁家への周知 ・防疫体制の強化、推進	・HACCPに沿った各種マニュアル及びチェックリストの各漁家における運用推進
	モデル施設の適合認定取得準備 (コロナ禍により延期)			
3 雇用による労働力の確保	《 雇用と働き手のマッチングの推進 》			
	労働力確保に関する活動や研修等の支援 ・補助事業の活用 ・JA熊本中央会によるマッチング制度の利用推進			・新たな課題や対策の検討
		支援内容の拡充の検討		
	《 農業分野における雇用環境の改善の推進 》			
	労働環境の改善のための施設等整備支援 ・補助事業の活用		・施設整備による雇用環境改善効果の検証	・新たな課題や対策の検討
		支援内容の拡充の検討		
4 農業経営における男女共同参画の推進	《 農福連携や外国人材の受入れなどの推進 》			
	農福連携のマッチング体制の構築と実施	・受け入れ農家に対する現況調査	・実績の検証	・農福連携の一層の普及に向けた取組の検討
	外国人材受け入れ推進 ・関係機関との情報共有 ・雇用環境整備の支援	ICT等を活用した新たな情報共有手段の検討		・雇用状況の調査
	《 認定農業者協議会女性の会等の女性組織の活動の推進 》			
	女性農業者を対象とした研修会の開催		・研修内容の充実に向けた支援	
		ICT等を活用した新たな開催手法の検討		
	《 女性の就農環境整備や経営参画の推進 》			
	認定農業者や女性組織の研修会における家族経営協定締結の推進			
			協定内容見直しの啓発	
	《 女性農業者の主体的な取組の推進 》			
	女性農業者に対する補助事業等への取組支援	・支援内容の周知	・支援内容の拡充の検討	・取組状況の把握・検証

【施策の目標】 2 持続可能な農水産業のための経営基盤の確立
 【基本方針】 2-1 経営体の強化

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
5 集落営農組織の設立や法人化等の推進等	≪ 集落営農組織の設立及び法人化の推進 ≫ 基盤整備事業と連携した集落営農組織の設立及び法人化の支援	→		
	≪ 国・県と連携した企業参入の支援 ≫ 農業参入企業との協定締結実施 ・個別相談対応 ・協定実績の広報		→	・現状の評価

※矢印の意味

- (実線): 実施を予定
→ (破線): 検討を経て、実施を判断

検証指標

第7次総合計画実施計画検証指標	基準・実績値		検証値
	H27	R1	R5
販売農家に占める担い手のシェア	32%	35%	34%

2-1-2 経営の安定化

〔熊本市第7次総合計画における事業概要〕

- A. 農地の有効利用や担い手への農地の集積・集約化を推進します。
 B. 融資制度、共済制度、収入保険制度、補助事業などを活用し、経営の安定化を推進します。

現状と施策の方向性

- ・家族経営が多く、市況変動等により経営が影響を受けやすい
- ・経営支援の改良及び中長期の営農安定に向けた人・農地プランを推進

本市における販売農家一戸あたりの経営耕地面積は1.69ha（平成27年（2015年）時点）で、大規模経営体や法人経営体の増加により10年前の1.46haから約16%拡大しており、全国都府県（北海道を除く）の平均（1.56ha）に比べると約8%上回っています。

しかしながら、農漁業経営体の特徴として、まだまだ小規模の家族経営が多く、農水産物の市況変動等の外的要因によって経営が左右されやすいのが現状です。

このような中、持続可能な農水産業を実現していくためには、地域の農業事情に応じて営農の基本となる人と農地の問題を一体的に解決するための計画（人・農地プラン）を充実させ、農業者の意向に沿った農地の集積などの取組を着実に推進していくとともに、円滑な経営資金の供給や農産物の価格安定対策等による経営の安定化を図ることが必要です。

実質化した人・農地プランの作成推進

『地域の農地を、誰が、どうやって守っていくのか』

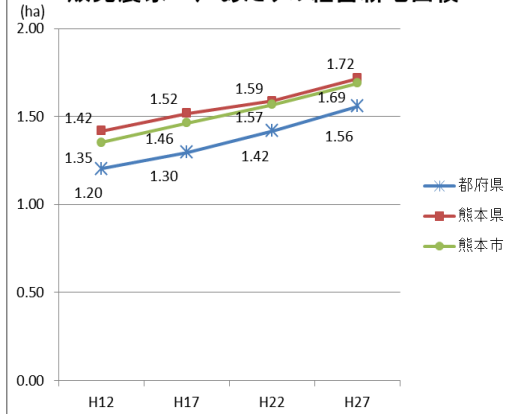
- ①アンケート（農家の意向を把握）
- ②地図化（アンケート結果を見える化）
- ③徹底した話し合いを実施



プランの作成状況

- ・既の実質化したプラン：11プラン
- ・実質化作業中のプラン：37プラン

販売農家一戸あたりの経営耕地面積



資料：農林業センサス

未更新 ※2020年センサスのデータに更新予定

課題及び主な取組

課題1 地域の実情を踏まえた担い手への農地の集積・集約化

【主な取組】

- (1) J Aや農業委員会等の関係機関とも連携しながら、地域の実情や話し合いを踏まえた人・農地プランの作成とともに定期的な見直しを推進します。
- (2) 農業就業者の減少や高齢化への対策として、作成した人・農地プランを基に、農地中間管理事業等を積極的に活用し、次世代に引き継ぐことを目指した担い手への農地の集積・集約化を推進します。

課題2 経営資金の確保

【主な取組】

- (1) 各種融資制度の周知や行政等による利子補給で、経営改善を図る農漁業者の融資制度の利用を推進します。

課題3 気象災害や農産物の価格下落等への対応

【主な取組】

- (1) 気象災害等に備えて、農業共済制度や漁業共済制度への加入等を推進します。
- (2) 農産物の価格下落に対応するため、野菜の価格安定対策や土地利用型作物の収入減少影響緩和対策、畜産の経営安定対策等への加入を推進します。
- (3) 農業経営上の多様なリスクに備えるため、関係機関と連携して収入保険制度の加入を推進します。
- (4) 気象災害等による農水産業への被害が発生した場合、迅速に被害状況を把握するとともに、国事業等を活用し、復旧に向けた取組を支援します。

取組行程

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
1 地域の実情を踏まえた担い手への農地の集積・集約化	<< 人・農地プランの作成の推進 >> 実質化した人・農地プランの作成(37地区) ・アンケート ・地図化 ・地域の話合い ・検討会	・実質化したプランの運用 ・農地集積・集約化に向けた話合い		・プランの更新及び検討
	既に実質化した人・農地プラン(11地区) ・実質化したプランの運用 ・農地集積・集約化に向けた話合い			・プランの更新及び検討
	<< 農地の集積・集約化 >> 農地中間管理事業の積極的な活用	・制度の周知		・実績の把握
	農地利用最適化推進チームの効果的な運用	・情報収集 ・マッチング 等		・実績の検証 ・目標の再設定
2 経営資金の確保	<< 融資制度の周知や利子補給制度の利用推進 >> 融資制度の周知や利子補給制度の利用促進		・制度の周知	
3 気象災害や農産物の価格下落等への対応	<< 共済制度や収入保険制度などへの加入推進等 >> 共済制度、収入保険制度などへの加入の推進	・制度の周知		・周知方法の検討
	災害発生時の被害状況の把握と国事業等の活用による復旧		・復旧支援状況の把握	

※矢印の意味

-  (実線): 実施を予定
 (破線): 検討を経て、実施を判断

検証指標

第7次総合計画実施計画検証指標	基準・実績値		検証値
	H27	R1	R5
販売農家1戸あたりの経営耕地面積	1.66ha (H26)	1.76ha (H30)	1.77ha

2-2-1

農地及び土地改良施設整備・保全の推進

〔熊本市第7次総合計画における事業概要〕

- A. 農地に関する土地利用計画や生産基盤整備事業などを通じて優良農地を確保しつつ、農地の集積・集約化、保全を推進します。
- B. 生産性向上及び農村地域の防災・減災のため、排水機場やため池などの土地改良施設の整備・保全（更新、補修）を推進します。
- C. 国の支援制度の活用などにより集落機能を維持・活性化させ、農業者をはじめとする地域住民などによる共同活動を通じた農地・農道・水路の保全などを推進します。
- D. 耕作放棄地の再生利用などにより、耕作放棄地の防止や解消を推進します。
- E. 農業生産基盤の要である土地改良区の合併を推進するなど、土地改良区の体制強化を支援します。

現状と施策の方向性

- ・ほ場整備未実施の農地（水田）が約 26%
- ・国の制度を活用した農地・土地改良施設の整備・保全とともに、担い手への農地集積を推進

熊本市のほ場整備率は着実に上昇していますが、令和元年度（2019 年度）末時点で約 26%の水田は未整備の状態です。畑や樹園地についても、農道、排水路、かんがい施設等の基盤整備が不十分な地域も少なくありません。

農地の保全や利用に必要で、地域の減災・防災にも寄与している土地改良施設には更新時期を迎えているものも多く、特に、湛水被害から農地等を守る排水機場の多くで、老朽化が進行しています。また、農業用ため池は多量の水を貯留し、通常は洪水調節機能を果たす一方で、大規模地震や異常豪雨等の自然災害発生時には決壊するリスクも有しています。

さらに、農業者の高齢化等による集落機能の低下や土地改良区の管理体制・財政基盤の弱体化が進行する中、農地や関連施設の適切な維持管理が困難となれば、耕作放棄地の急速な拡大や国土保全の基盤のぜい弱化につながる恐れもあります。

これらの状況や国土強靱化の視点を踏まえ、今後とも国等の制度を活用し、農業生産基盤や土地改良施設の整備、農地の集積・集約化を進めつつ、農地や土地改良施設等の継続的な保全と長寿命化、土地改良区の運営基盤や事業実施体制の強化を推進していくことが重要です。

写真選定中

水田

写真選定中

排水機場

課題及び主な取組

課題1 農地の整備・保全

【主な取組】

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律に規定される土地利用計画に基づき農用地区域をはじめとする優良な農地を確保します。
- (2) 生産性向上や生産コスト削減のため、ほ場（農地）の整備を推進します。
- (3) 急傾斜地域の農地の侵食・崩壊防止のため、農地の保全を推進します。

課題2 土地改良施設の整備・保全

【主な取組】

- (1) 農作業効率化及び農作物等の輸送効率化のための農道整備・保全を推進します。
- (2) かんがい排水機能の向上・確保のための用排水施設等の整備・保全を推進します。
- (3) 国土強靱化に向けて農村地域等の防災・減災の役割も担う排水機場やため池の整備・保全を推進します。
- (4) 大規模地震や異常豪雨により災害発生の恐れがある一定要件以上の農業用ため池について、ハザードマップを作成するとともに、劣化状況調査を実施します。

課題3 農地等の保全に係る共同活動の維持

【主な取組】

- (1) 国の制度を活用した農業者をはじめとする地域住民などによる共同活動を通じた農地・農道・水路等の管理活動を推進します。

課題4 耕作放棄地の防止・解消

【主な取組】

- (1) 農業委員会等と連携して農地の利用状況調査等を行い、耕作放棄地の把握に努めます。
- (2) 県等の事業を活用した耕作放棄地の防止・解消を推進します。
- (3) 生産条件が不利な中山間地域等における農業生産活動を継続するため、直接支払交付金制度の取組みを推進します。

課題5 土地改良区の管理体制、財政基盤の強化

【主な取組】

- (1) 土地改良区の組織運営基盤を強化するため、土地改良区の合併を推進します。

取組行程

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
1 農地の 整備・保全	《土地利用計画に基づく優良農地の確保》 土地利用計画に基づく優良農地の確保 土地利用計画の見直しに向けた基礎調査	適正な管理	全体見直し	計画変更に係る公告
	《生産性向上や生産コスト削減のためのほ場(農地)の整備推進》 地元からの相談・要望受付 ほ場整備事業等を実施	適宜実施 - 新規要望の取りまとめ - 事業説明 - 仮同意徴収、人・農地プランの作成 - 基礎調査、地図作成 小島地区 梅洞地区 事業完了予定	- 営農計画、促進計画、事業計画策定 - 法手続き - 事業採択 甲畠口地区 事業完了予定	宇土開地区 事業完了予定
	《農地の侵食・崩壊防止のための農地の保全推進》 地元からの相談・要望受付 農地保全事業の実施	適宜実施 - 新規要望の取りまとめ - 事業説明 - 仮同意徴収、人・農地プランの作成 - 基礎調査、地図作成 黒石2期地区 東門寺2期地区 事業完了予定	- 営農計画、促進計画、事業計画策定 - 法手続き - 事業採択	
	《農道整備・保全の推進》 地元からの相談・要望受付 農道整備・保全事業の実施	適宜実施 - 新規要望の取りまとめ - 事業説明 - 人・農地プランの作成 谷尾崎Ⅱ期地区 事業完了予定	- 営農計画、事業計画策定 - 法手続き - 単価スライド - 事業採択	
	《用排水施設等の整備・保全の推進》 地元からの相談・要望受付 用排水施設等の整備・保全事業の実施	適宜実施 - 新規要望の取りまとめ - 事業説明 - 人・農地プランの作成 - 基礎調査 画図東部地区 白浜地区 松の木地区 事業完了予定	- 営農計画・事業計画策定 - 法手続き - 単価スライド - 事業採択	玉名4期地区 事業完了予定

【施策の目標】 2 持続可能な農水産業のための経営基盤の確立
 【基本方針】 2-2 生産基盤の整備・保全

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
2 土地改良施設の整備・保全	《排水機場などの整備・保全の推進》 地元からの相談・要望受付	適宜実施 ・新規要望の取りまとめ ・事業説明 ・人・農地プランの作成 ・基礎調査	・営農計画・事業計画策定 ・法手続き ・単価スライド ・事業採択	
	排水機場等の整備・保全の実施	碓江地区 事業完了予定		
	農業用ため池のハザードマップ作成・周知	・劣化状況調査の実施		
3 農地等の保全に係る共同活動の維持	《地域住民との共同活動による農地・農道・水路等の管理活動の推進》 多面的機能支払事業の実施			
		活動組織の広域化の推進	・広域化に関する説明会の実施	
4 耕作放棄地の防止・解消	《農業委員会等と連携した農地の調査》 農地の利用状況調査の実施	推進員による巡視・調査の実施 ・早期把握 ・対策検討 ・解消指導		
	《中山間地域等直接支払交付金制度の取組みによる農業生産活動の継続の推進》 中山間地域等直接支払制度の実施 第5期対策 ・説明会等による既実施集落の取組継続の推進 ・未実施集落に対する新規取組の推進		・実施要領に基づく中間年評価	
5 土地改良区の管理体制、財政基盤の強化	《土地改良区の統合整備の推進》 土地改良区合併推進協議会の設立			
	土地改良区合併推進協議会による検討			

※矢印の意味

→ (実線): 実施を予定
→ (破線): 検討を経て、実施を判断

検証指標

第7次総合計画実施計画検証指標	基準・実績値		検証値
	H27	R1	R5
ほ場(田)整備率	73.4%	75.2%	77.9%

2-2-2

漁場及び漁港施設の整備・保全の推進

〔熊本市第7次総合計画における事業概要〕

- A. 漁場の整備・保全により、漁場環境の改善や生産性の向上を推進します。
- B. 漁港施設の整備や適切な維持管理・補修・更新により、施設の機能保全と長寿命化を図るとともに、防災・減災を推進します。
- C. 干潮時でも出入りできる水深の維持や船舶の係留施設の改良などにより、使いやすい漁港の整備・維持管理を推進します。

現状と施策の方向性

- ・気象災害等により漁場環境が変化し、漁場生産力が低下
- ・土砂堆積等により漁業活動に支障が生じないよう漁場と漁港の整備・保全を推進

熊本市の海岸線延長は約 22km、海域はその沖合約 10km に及んでいます。昨今の集中豪雨等による土砂の流入等で漁場環境が悪化し、貝類や魚類等の漁獲量が減少するなど、漁場生産力が低下しているため、干潟漁場への覆砂や作濬、削土等の漁場整備や保全事業の規模拡大が求められています。

また、施設整備が遅れている漁港については、漁業者の過重労働軽減、漁船の安全確保、労働効率化のため、防波堤や物揚場等の施設整備が必要です。さらに、既設の漁港施設（泊地等を含む）については、沈下や老朽化、泊地等の土砂堆積により漁業活動に支障が生じているため、計画的な機能保全や浚渫等の工事が必要です。



干潟耕うん状況



天明漁港物揚場整備状況

課題及び主な取組

課題1 漁場の整備・保全

【主な取組】

- (1) 豪雨等に伴い、漁場に流出・堆積した土砂を適正にコントロールするため、国や県の補助事業等を活用した作濤、削土及び覆砂等や底質の状況調査を実施し、漁場環境の整備や生産性の向上を推進します。

課題2 漁港施設の整備・保全

【主な取組】

- (1) 防災・減災の視点を踏まえつつ、漁港施設の沈下や老朽化に対応するため、国や県の補助事業等を活用し、計画的な漁港の整備や、維持管理・補修・更新による施設の機能保全、長寿命化を推進します。
- (2) 漁港内の泊地、航路に堆積している土砂の浚渫などにより、使いやすい漁港の整備・維持管理を推進します。

取組行程

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
1 漁場の整備・保全	《白川、緑川河口域の干潟漁場の整備、保全の実施》 干潟漁場の整備・保全事業の実施	・漁協要望の取りまとめ ・削土、覆砂等		・事業継続の必要性の有無 ・事業の規模
2 漁港施設の整備・保全	《天明漁港の施設整備工事の実施》 施設整備事業を実施	・物揚場新設工事		・泊地、航路浚渫工事
	《四番、海路口、天明漁港の保全工事の実施》 漁港施設保全事業の実施	・防波堤保全工事 (海路口漁港) ・漁港施設の日常、臨時点検		・物揚場保全工事 (海路口漁港) ・機能保全計画見直し ・漁港施設の定期点検
2 漁港施設の整備・保全	《四番、海路口、天明漁港内の浚渫工事の実施》 浚渫事業の実施	・漁協要望の取りまとめ ・漁港浚渫工事		

※矢印の意味

→ (実線): 実施を予定

→ (破線): 検討を経て、実施を判断

- 【施策の目標】 2 持続可能な農水産業のための経営基盤の確立
 【基本方針】 2－2 生産基盤の整備・保全

検証指標

第7次総合計画実施計画検証指標	基準・実績値		検証値
	H27	R1	R5
漁港施設整備の延長	3,665m	3,862m	3,980m
漁場整備面積(累計面積)	355ha	435ha	393ha

V 実現に向けた課題と必要な取組

【施策の目標】

3 農と食の魅力創造



【基本方針】

3-1 民間企業や農漁業者との連携などによる販路開拓・拡大

3-1-1 農水産物などのブランド化・高付加価値化の推進

【基本方針】

3-2 生産者と消費者との交流

3-2-1 農水産業や食をテーマにした情報発信と交流促進

3-2-2 地産地消の推進

3-1-1

農水産物などのブランド化・高付加価値化の推進

〔熊本市第7次総合計画における事業概要〕

- A. 小売業や飲食業に販売する流通業者と連携して、農水産物や加工品の国内外への新たな販路を開拓します。
- B. 農漁業者と連携したトッププロモーションや熊本連携中枢都市圏の枠組みなどを活用し、大消費地における販路拡大を推進します。
- C. 農水産物を利用した商品開発の支援や生産者と民間企業のマッチングなどにより、農商工連携などを推進します。

現状と施策の方向性

- ・農水産物の販路拡大や魅力発信の強化による一層のブランド化を推進
- ・ニーズに対応した農水産物の供給、需要喚起対策が必要

本市で生産される農水産物は卸売市場などを通じて、広域的かつ安定的に消費者へ供給されています。一方で、大規模な流通形態はその構造上、消費者や民間企業のニーズへのきめ細やかな対応を難しくしている場合もあります。

農水産物の魅力をより高めるためには、多様なニーズに対応した農水産物の供給や効果的なPRの実施などが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の流行によって外出自粛やインバウンドの減少などの影響も出ており、今後は農水産物の需要喚起対策や新しい生活様式に対応した取組も必要となっています。

このような中、農漁業者や食品関係事業者、連携中枢都市圏の自治体と連携した農水産物や加工品のプロモーション活動、農商工連携による新商品開発、海外への展開などを通じて、農水産物等のブランド化・高付加価値化を図るとともに、通信販売や農産物直売所の利用促進などを通じた新たな販路の開拓・拡大を推進します。



イタリアでの市長販促活動



販路拡大サポートセミナー

課題及び主な取組

課題1 農漁業者や企業との連携などによるPR戦略の推進

【主な取組】

- (1) 催事等による事業者へ向けた農水産物等の情報発信を推進します。
 - ・催事等に参加し、農水産物や加工品のPRを実施するとともに、商談機会を創出します。
- (2) 市HP、SNS、「熊本市 産品事典」などのインターネットを活用した高品質かつ多彩な農水産物等のPRを推進します。
 - ・「熊本市 産品事典」の農水産物等の登録数の増加やコンテンツの充実を図ります。
- (3) 農漁業者、食品関連事業者、熊本連携中枢都市圏の自治体などと連携したプロモーションにより、熊本の農水産物等や「食」の魅力を効果的に発信します。
 - ・民間企業と連携協定を締結し、大消費地での販売促進イベントなど、販路開拓・拡大につながる農水産物等のPRに取り組みます。
 - ・熊本の「食」を通して、熊本の魅力発信を行う飲食店等を、「くまもと食の魅力発信店」として募集し、農水産物等のPR、販売促進につなげます。
 - ・農水産物等の消費拡大と誘客促進を図るため、観光部門との連携による大消費地でのイベント等を通じたプロモーションを展開し、その中で、熊本ならではの食文化のアピールも行います。また、通信販売等を活用し、農水産物や加工品の販路開拓に取り組みます。

課題2 農水産物等の販路開拓・拡大

【主な取組】

- (1) 農水産物の安定的な流通の拠点となる卸売市場の機能を活用しつつ、飲食店や小売店等との直接取引や農商工連携等による新商品の開発など、農水産物等の販路開拓・拡大を推進します。
 - ・民間のプラットフォーム（既に構築されている流通システム）を活用し、新たな販路開拓を展開します。
 - ・新商品開発や販売戦略等をテーマにした農漁業者、食品関連事業者対象のセミナー・ワークショップの開催やバイヤーとの交流機会の提供など、高付加価値化・ブランド化につながる機会を創出します。
- (2) 輸出等の海外展開を目指した取組を推進します。
 - ・海外における店頭でのテストマーケティングや熊本フェアなどの催事の運営支援など、農水産物や加工品の販路開拓・拡大につながる機会の提供に向けた取組を推進し

ます。

- ・くまもとうまかもん輸出支援協議会などの活動を通じて、関係機関との相互連携を強化し、農水産物や加工品などの海外展開を支援します。

取組行程

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
1 農漁業者や企業との連携などによるPR戦略の推進	《 農漁業者や企業との連携などによるPR戦略の推進 》			
	催事等による農水産物等の情報発信と商談機会創出	・メディアや通販を活用した効果的な販売促進支援		
	ノリ、二枚貝のPR及び情報発信	・漁業後継者自身によるPR販売と消費者ニーズ把握		・効果的な情報発信の検討
	ブランド化の強化及び販売先の開拓	・メディアを活用したPR強化 ・大口取引につながるバイヤー開拓とマッチング実施		
	《 市HP「熊本市 産品事典」等インターネットを活用した農水産物のPR 》			
2 農水産物等の販路開拓・拡大	市HP、SNS、「熊本市 産品事典」等インターネットを活用した農水産物のPR	・SNSでのPR強化 ・「産品事典」登録者数検証	・販売促進につながる効果的なPR方法の検証	
	《 農漁業者、食品関連事業者、熊本連携中枢都市圏の自治体と連携したプロモーションによる食の魅力発信 》			
	民間企業や観光部門と連携した大消費地でのプロモーション実施	・オンラインも活用したトッププロモーションの実施		・事業の検証
	「くまもと食の魅力発信店」を活用した農水産物の販売促進		・効果検証 (参加事業者数アンケート実施)	・販売促進方法の見直し ・販売促進支援強化
2 農水産物等の販路開拓・拡大	《 農水産物等の販路開拓・拡大 》			
	民間のプラットフォーム活用による販路開拓	・民間の取組み情報収集、連携強化、情報発信 ・生産者等の紹介や情報提供		・実績の検証
	新商品開発や販売戦略等をテーマにしたセミナー開催、バイヤーとの交流機会提供	・オンラインセミナーやオンラインマッチングの活用		・実績の検証

- 【施策の目標】 3 農と食の魅力創造
 【基本方針】 3-1 民間企業や農漁業者との連携などによる販路開拓・拡大

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
2 農水産物等の販路開拓・拡大	《 輸出等の海外展開を目指した取組の推進 》			
	海外でのテストマーケティングなどによる販路開拓・拡大の機会提供 関係機関との連携強化による農水産物や加工品などの海外展開支援	・状況に応じたターゲット国の見直し ・フェア等の情報発信や出展支援 ・オンラインセミナー実施		・実績の検証 ・更なる海外展開方法の検討

※矢印の意味

- (実線): 実施を予定
→ (破線): 検討を経て、実施を判断

検証指標

検証指標	基準・実績値		検証値
	H28	R1	R5
販路開拓・拡大支援の実施に伴う農水産物等の販売額	—	276百万円	552百万円

3-2-1

農水産業や食をテーマにした情報発信と交流促進

〔熊本市第7次総合計画における事業概要〕

- A. イベントやSNSなどの多様な手法や媒体を活用し、本市の農水産物に関する情報及び魅力を効果的に発信します。
- B. 農業体験や干潟体験などにより、生産者と消費者が交流できる機会を提供します。
- C. 自然環境、伝統文化、農地、農水産業関連施設などの地域資源を活用した取組を推進し、地域活性化や地域資源の保全などにもつながる交流人口の増加を推進します。

現状と施策の方向性

- ・消費者の農水産業などへの関心の高まり
- ・効果的な情報発信と地域資源の活用により農水産業の魅力向上、地域活性化を図る

近年、消費者の農水産業への理解が進み、農水産業や農山漁村が有する多面的機能に対する関心が高まるとともに、都市農村交流などの取組も注目されています。

本市においては、ホームページやSNS、イベントなど多様なツールを活用して、農水産業に関する情報発信を行っています。本市農水産物の一層の魅力発信や認知度向上などにつなげるためにも、目的や対象者に応じた効果的な情報発信を、継続して実施することが重要です。

また、本市の農山漁村地域には、熊本が誇る豊かで清らかな水に育まれた上質な農水産物はもとより、美しい景観や伝統文化をはじめとする地域資源が豊富に存在しています。これらの地域資源等を活用し、農水産業の魅力を一層高めるとともに、道の駅や農産物直売所などを拠点とした交流の充実を図り、地域活性化につながる取組を推進します。

写真検討中

写真検討中

課題及び主な取組

課題1 地域資源の活用等による地域の活性化

【主な取組】

- (1) 美しい景観、伝統文化等の地域資源を活用した都市農村交流を推進します。
 - ・地域における美しい景観、伝統文化等の地域資源の掘り起こしと利活用を推進します。
 - ・世界かんがい施設遺産等の保全と利活用を推進します。
- (2) 「火の君マルシェ」や道の駅「すいかの里 植木」を核として、農業と他産業との融合を進めるとともに各種地域資源を結び付け、農村地域の活性化を推進します。

課題2 消費者、事業者、生産者へ目的に応じた適時の情報発信

【主な取組】

- (1) HP、SNS、広報誌、パンフレット、各種イベント等、多様な媒体を活用し、情報及び魅力を発信します。
 - ・農水局 Facebook の運用による市民（消費者）向けの情報発信を行います。
 - ・水産物フェア等の各種イベントを通じた、本市農水産物の魅力発信と認知度向上の促進を図ります。
 - ・市HP、SNS「熊本市 産品事典」など、インターネットを活用した事業者のマッチングやPRを実施します。
- (2) 農漁業者、食品関連事業者、熊本連携中枢都市圏の自治体などと連携したプロモーションにより、熊本の農水産物等や「食」の魅力を効果的に発信します。（再掲）
 - ・民間企業と連携した大消費地での販売促進イベントなど、販路開拓・拡大につながる農水産物のPRに取り組みます。
 - ・熊本の「食」を通して、熊本の魅力発信を行う飲食店等を「くまもと食の魅力発信店」として募集し、農水産物等のPR、販売促進につなげます。
 - ・農水産物等の消費拡大と誘客促進を図るため、観光部門との連携による大消費地でのイベント等を通じたプロモーションを展開し、その中で、熊本ならではの食文化のアピールも行います。

課題3 市民と農水産業のふれあいの推進

【主な取組】

- (1) 観光農園利用や農業体験、干潟体験等のふれあいを推進します。
 - ・地域の農水産業についての理解醸成や食育等の視点を踏まえながら、農業体験等の参加型イベントを推進します。
 - ・消費者に、熊本市の水産物について理解を深めてもらうため干潟体験等の取組を積極的に推進します。
 - ・市民が農業とふれあい、理解を深める場となるファミリー農園の利用を推進します。

取組行程

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
1 地域資源の活用等による地域の活性化	《 地域資源を活用した都市農村交流の推進 》 農とぴあ事業の実施 ・植木地区(H29～R3) 世界かんがい施設等の保全と利活用の推進 (仮称)世界かんがい施設遺産サミットの実施検討	→ ・アジア・太平洋水サミットとの連携 ・連絡協議会を通じた事業検討・実施 → ・実施	制度検証・見直し →	→
	《 道の駅等を核とした農村地域の活性化 》 道の駅等の周辺の情報収集及び整理 田原坂資料館の出張展示や植木温泉の入浴券の販売等の道の駅との連携 農水産物を紹介するためのパンフレットやレシピ集等を活用したPR	観光農園等との連携、情報発信 道の駅等でのイベントを活用した植木温泉等のPR → ・メディア等を活用した情報発信	→ ・効果的な情報発信方法の検討 → ・市内連携によるPR方法の検討	→
	《 消費者、事業者、生産者へ目的に応じた適時の情報発信 》 【農水局Facebookの開設・運用】 農水局FBの運用	→ ・投稿体制の見直し	→ ・効果的な情報発信に向けた運用方法の検討(随時)	→
	【各種イベントを通じて農水産物等の魅力発信と認知度向上の促進】 各種イベントの開催 水産物販売イベント、出前講座等の開催 市HP、SNS、「熊本市産品事典」等インターネットを活用した商品PR	→ ・メディア等を活用したより効果的な情報発信の検討 → ・メディア等を活用した効果的な情報発信の検討 → ・効果的な販売促進やPR方法の検討、実施	→ 効果検証 ・参加事業者数 ・アンケート実施	→ ・効果的な情報発信の検討 → ・販売促進支援方法の見直し ・販売促進支援強化
2 消費者、事業者、生産者へ目的に応じた適時の情報発信	《 農漁業者、食品関連事業者、熊本連携中枢都市圏の自治体と連携したプロモーションによる食の魅力発信(再掲) 》 民間企業や観光部門と連携した、大消費地でのプロモーション実施 「くまもと食の魅力発信店」を活用した農水産物等の販売促進	→ ・オンラインも活用したトッププロモーションの実施 →	→ 効果検証 ・参加事業者数 ・アンケート実施	→ ・販売促進支援方法の見直し ・販売促進支援強化

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
3 市民と農 水産業の ふれあいの 推進	《 市民と農水産業とのふれあいの推進 》			
	農業体験等の参加型のイベント推進	→ ・随時情報発信		
	水産物販売イベント、出前講座等の推進	→ ・メディア等を活用したより効果的な情報発信の検討		

※矢印の意味

→ (実線): 実施を予定

→ (破線): 検討を経て、実施を判断

検証指標

第7次総合計画実施計画検証指標	基準・実績値		検証値
	H27	R1	R5
農水産業及び農水産物に関する情報発信(SNS等)の1ヵ月あたりの閲覧数	—	26,695回	35,000回

3-2-2

地産地消の推進

〔熊本市第7次総合計画における事業概要〕

- A. 植木地域農産物の駅（道の駅「すいかの里 植木」）や城南地域物産館（火の君マルシェ）をはじめとする市内の農産物直売所の魅力向上、活性化などにより、地域の農水産物を購入できる場・機会を提供します。
- B. 学校給食での地域の農水産物の活用や食育の推進、飲食店との連携などを通じて、地域の農水産物などへの理解促進を図るとともに、地域内流通の体制づくりを推進します。

現状と施策の方向性

- ・直売所等を通じて農水産物の地産地消を推進
- ・農水産物の購入機会の拡充、理解促進を図ることが必要

食の安全・安心に対する関心の高まりとともに、地域で生産された農水産物を地域で消費する「地産地消」の取組が広がっています。地産地消は、生産者と消費者の結びつきや相互理解を深めることに加え、直売による単価向上や流通コストの削減による農業所得の向上、農商工連携などへの展開も期待されます。

本市においては、農産物直売所の振興、農水産業関係イベントの開催などにより農水産物の購入機会を拡大するとともに、農水産物の食材を積極的に活用する飲食店の情報発信等を行うことにより、農水産物の魅力創出や集客力の向上を推進します。

また、学校給食における地域の農水産物の活用や食育の推進により、地域の児童・生徒に農水産業・農水産物についての幅広い理解を深めてもらうことが重要です。



植木地域農産物の駅（道の駅「すいかの里 植木」）



城南地域物産館（火の君マルシェ）

課題及び主な取組

課題1 効果的な運営による農産物直売所の活性化

【主な取組】

- (1) 「火の君マルシェ」、道の駅「すいかの里 植木」の集荷力を強化して地産地消を推進します。
- (2) 直売所間での連携を強化し、直売所の魅力向上に向けた情報交換やイベントの開催、参加を推進します。
 - ・熊本市農産物直販所連絡協議会を通じて、直売所同士が情報交換できる場を提供し、直売所が地元フェアに共同出展等を行うことで、直売所間のネットワーク構築及び直売所経営の質的向上を推進します。
- (3) 生産者が消費者に向けて農産物直売所への出荷情報等をリアルタイムで発信できる仕組みづくりを推進します。

課題2 農漁業者等による農水産物のPR活動の推進

【主な取組】

- (1) 農水産物の旬や料理方法、農産物直売所等のPR活動を推進します。
 - ・催事等のイベントを活用し、農漁業者や食品関係事業者による農水産物等のPRを実施するとともに、農水産物を紹介するためのパンフレットやレシピ集等を活用したPR活動を実施します。
- (2) 各種イベントにおいて農漁業者等による農水産物等のPRを推進します。
 - ・各種イベント等を開催することにより、農漁業者や食品関連事業者が農水産物等を販売する機会を創出します。
 - ・水産物フェアでは、水産物や水産加工品の販売のほか、パネル展示での本市水産業の紹介等を行います。

課題3 飲食店等との連携による農水産物の地域内流通の拡大

【主な取組】

- (1) こだわりの地域の農水産物が食べられる飲食店等の拡充を推進します。
 - ・地域の農水産物を取り入れた飲食店等との連携により、生産者の掘り起こしを行い、農水産物の導入促進を推進します。
- (2) 学校給食等における地域の農水産物の活用や農水産物に対する理解を深める食育活動を推進します。

取組行程

課題	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
1 効果的な運営による農産物直売所の活性化	≪「火の君マルシェ」、道の駅「すいかの里 植木」の集荷力強化等≫ 出荷者協議会の会員数増加に向けた取組み ・不足品目の調査	・産地調査、生産者調査		・協議会加入の呼びかけ促進
	旬の農水産物を集めたイベントの実施	・夏祭り、周年祭等の開催		
	≪直売所の連携強化、魅力向上に向けた取組≫ 熊本市農産物直販所連絡協議会等を通じた情報共有	・随時、催事やセミナー等について情報共有		
	直売所の地元フェアへの共同出展によるネットワーク強化 生産者から消費者に向けた情報発信	・随時、地元フェア等に共同出展	・来店者数等の効果検証 ・情報発信方法等の見直し	・強化したネットワークの有効活用
2 農漁業者等による農水産物のPR活動の推進	≪農漁業者等による農水産物のPR活動の推進≫ 農水産物の旬や料理方法、農産物直売所等のPR 農水産物を紹介するためのパンフレットやレシピ集等を活用したPR	・随時、催事等での農水産物のPRを実施 ・随時、催事等での商品PR、野菜レシピ等配布 ・メディア等を活用した情報発信		・効果的なPR方法の検討 ・効果的なPR方法の検討
	≪各種イベントにおける農水産物等のPR≫ 各種イベント等の開催による販売機会創出	・メディア等活用によるPR強化		・効果的なPR方法の検討
	≪飲食店等との連携による農水産物の地域内流通の拡充≫ 地域の農水産物を活用した飲食店等の拡充推進とPR	・市HPやSNSを活用し、飲食店を紹介	中間見直し ・支援方法の検討	
3 飲食店等との連携による農水産物の地域内流通の拡大	≪学校給食等での農水産物の活用や食育活動推進≫ 学校給食等での地域の農水産物の活用 地域の農水産物に対する理解を深める食育推進	・教育委員会やJA等との連携 ・導入品目の増加を目指した検討 ・SNS等のメディアを活用し、農水産物や農漁業者を随時紹介		・効果的なPR方法の検討

※矢印の意味

-  (実線): 実施を予定
 (破線): 検討を経て、実施を判断

検証指標

第7次総合計画実施計画検証指標	基準・実績値		検証値
	H27	R1	R5
市内における農産物直販所の販売額	2, 656百万円	2, 962百万円	3, 339百万円

施策体系

IV

VI 「新しい生活様式」に対応した農水産業の振興

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、一部品目で行動自粛等による需要の減退が見られるほか、経営資金不足の発生や雇用労働力不足の懸念、情報共有機会の減少など、本市農水産業にも広く影響が及んでいます。

本市では、当感染症拡大の現状を踏まえ、令和2年（2020年）10月に「熊本市経済再建・市民生活安心プラン」を策定し、感染防止対策を継続して市民生活を守りながら一日も早い経済の再建・発展を目指し、着実に取組を進めることとしています。

当感染症拡大による影響の長期化が予想される中、農水産業においても「新しい生活様式」への対応を進めつつ、将来にわたる持続的な発展を見据え、前項の「V 実現に向けた課題と必要な取組」とともに、次に掲げる取組を推進します。

農水産物の販路拡大

現状と施策の方向性

各種イベントの中止、国内外からの観光客や外食需要の減少により、花きや牛肉（和牛）、馬肉等の消費が低迷しています。一方で、外出自粛等に伴う「巣ごもり消費」需要で、非接触型の通信販売の売上が増加し、道の駅等の農産物直売所のニーズも高まっている状況です。

このため、通信販売の活用を支援することで、熊本産品の販路を拡大するとともに、生産者と消費者との情報連携等によって農産物直売所の利用促進を図り、地産地消を推進します。

主な取組

- (1) 花きや肉類をはじめとする地元農水産物の消費需要を喚起します。
 - ・SNSや新聞広告等によるPRを継続的に実施します。
- (2) 公共施設での花装飾などを通じた花の魅力をPRします。
- (3) 大消費地の大型小売店等の通信販売の活用や、農漁業者等の通販サイト立ち上げを支援します。
- (4) 生産者が消費者に向けて農産物直売所への出荷情報等をリアルタイムで発信できる仕組みづくりを推進します。

農漁業経営の安定化とスマート農業の推進

現状と施策の方向性

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経営資金が不足する農漁業経営体が発生したほか、外国人技能実習生の受入制限等による労働力不足が懸念されます。また、感染防止の観点から、対面での技術指導や会議・研修会等が従来どおり実施できず、産地づくりを進める上で重要となる農業関係者間での情報や技術の共有機会が減少しています。

このため、県やＪＡ等と連携しつつ、農漁業経営体のリスク対応力の強化や雇用労働力確保対策に取り組むとともに、スマート農業の活用による生産性の向上や省力化、産地としての情報共有を通じた営農指導の効率化を推進します。

主な取組

- (1) 経営が悪化した農漁業者への資金繰りを支援します。
- (2) 収入保険制度等への加入を促進します。
- (3) 農業における雇用労働力確保対策を推進します。
 - ・国による支援制度等の情報を迅速に周知するとともに、地域の関係団体で連携して対策を進めるための体制づくりを推進します。
- (4) スマート農業技術の開発・実証プロジェクトに取り組めます。
 - ・ＩＣＴやＡＩ技術等を活用した農業者の営農技術や経営の高位平準化等の研究実証に取り組めます。
- (5) 関係機関で情報共有するためのシステム等の導入や、チャットツール等のＩＣＴを活用した営農指導を推進します。

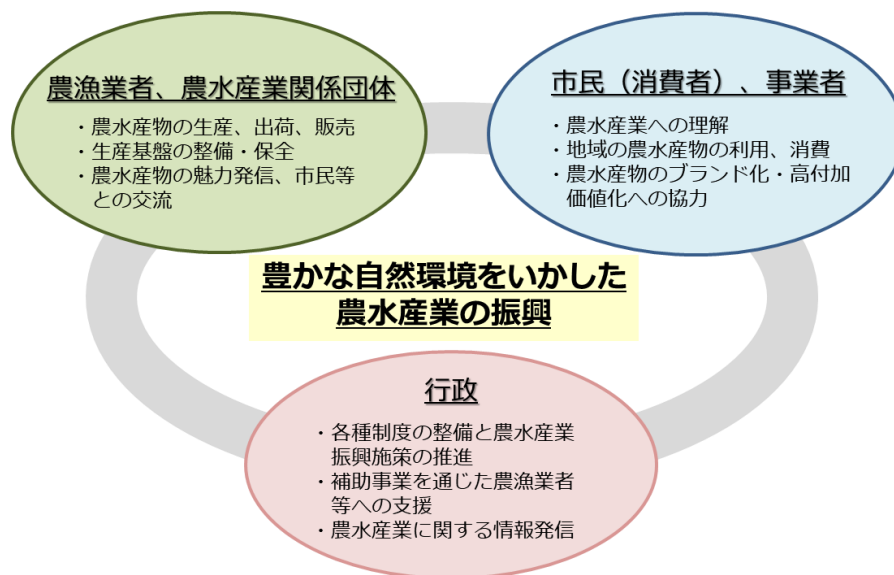
計画の 推進体制

VII

Ⅶ 計画の推進体制

農水産業を取り巻く社会情勢や関係者からの意見等を踏まえながら、各主体が連携して「豊かな自然環境をいかした農水産業の振興」に取り組むこととし、PDCAサイクルによる効率的・効果的な進行管理を行います。

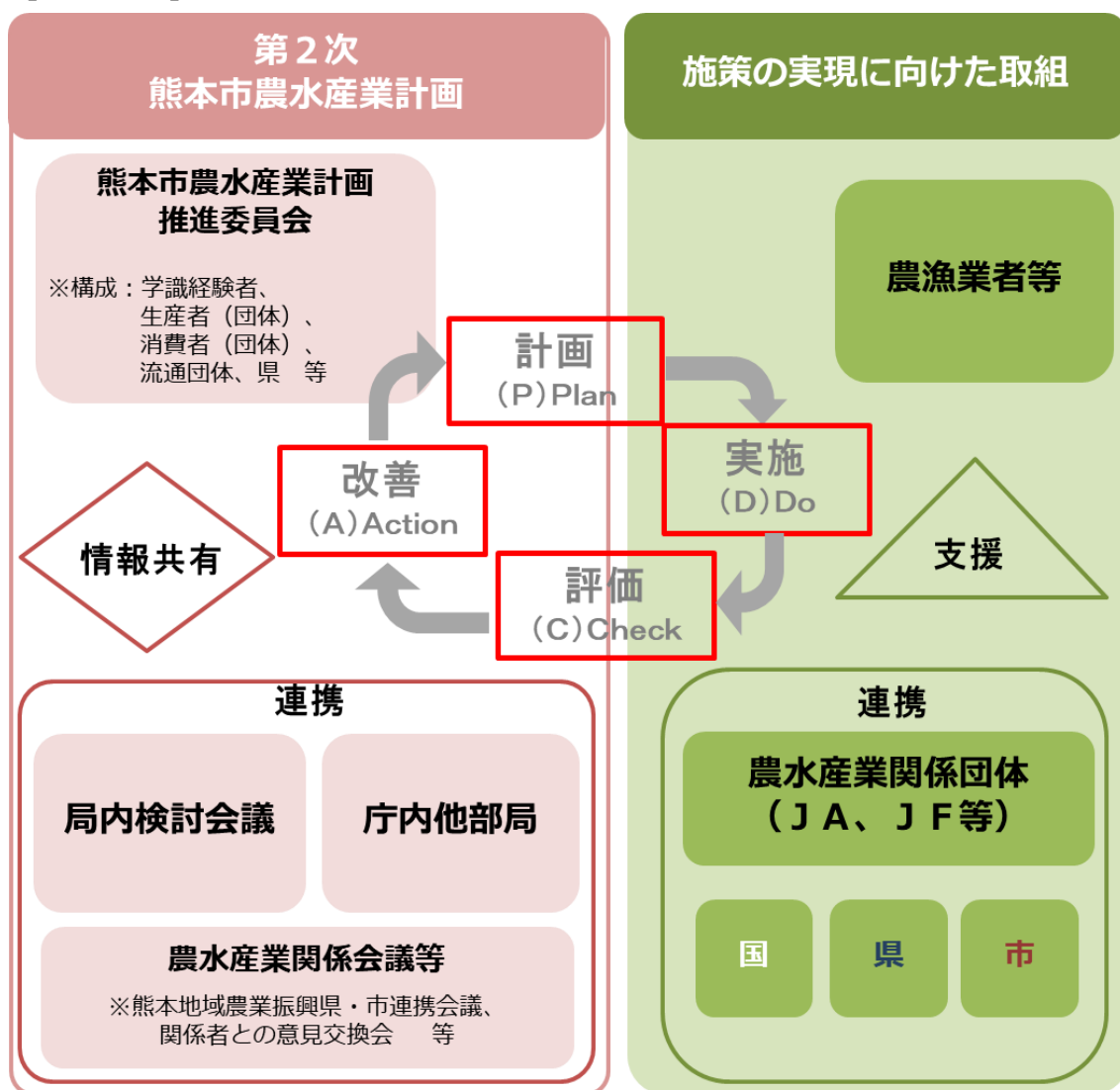
【各主体に期待される基本的役割】



主体	具体的な取組例
農漁業者	○ 生産や販売等に関する情報の収集と有効な技術等の積極的な導入 ○ 農地の適切な営農管理、農道や水路の管理 ○ 環境負荷等の低減に向けた取組の実施 ○ 各種調査や行政支援の評価等への協力 ○ 消費者への生産現場の情報発信
農水産業関係団体	○ 生産現場の情報収集、病虫害や気象についての迅速な情報提供 ○ 生産技術等の指導、各種資材の販売 ○ 市場ニーズ等の把握、農水産物等の集出荷・販売 ○ 農漁業者への支援等の円滑な実施に向けた協力
市民（消費者）	○ 農産物直売所の利用や地域の農水産物の積極的な選択・消費 ○ 農水産業の理解を深める学習、農漁業体験活動等への参加 ○ SNS ツール等を活用した市民や消費者目線での情報発信
事業者	○ 地域の農水産物を活用した新商品の開発 ○ 官民協働や農漁業者との連携事業の実施 ○ 企業活動を通じた地域の農水産物等の流通促進

行政	〔国・県〕 ○ 農漁業者等に対する支援制度の創設や補助事業の実施 ○ 新たな技術や品種等の開発・評価・普及 ○ 専門性の高い内容の情報収集や調査研究、情報発信 ○ 広域事業の実施や関係団体間の情報共有等の支援
	〔市〕 ○ 現場の状況を踏まえた農漁業者へのきめ細やかな支援の実施 ○ 各種情報の発信や制度の周知 ○ 農水産業に関する各種情報の収集

【推進体制】



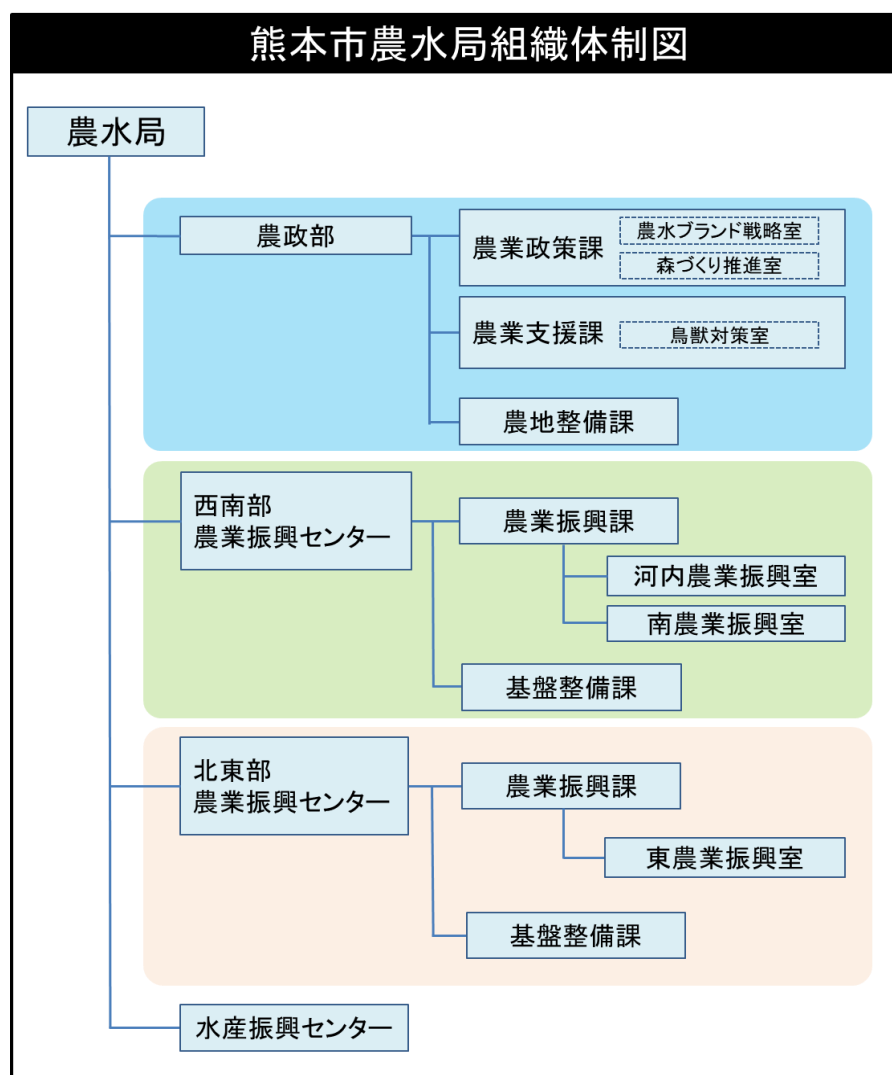
【熊本市農水局の組織体制の強化（令和２年（2020年）１月組織改編）】

近年、農水産業を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、本市ではスマート農業や国土強靱化等、新たな施策を積極的に推進するとともに突発的な事案にも適切に対応し、農業者からの相談・要望に迅速かつ的確に応えていくことが求められています。

そのため、本市は令和２年（2020年）１月に次の３つの視点で農水産業部門の組織改編に取り組み、職員が直接現場に出向き、きめ細やかな支援を行える体制づくりを進めました。

〔農水産業部門の組織改編にあたっての主な視点〕

- ① スピード感を持った現場対応の実現
- ② 市組織の「部」に相当する農業振興センターを設置し、予算や事務決裁の権限を拡大
- ③ 技術職をはじめとする人材の確保とプロフェッショナル職員の育成



参考資料

- 1 用語解説集
- 2 熊本市の農水産業データ集
- 3 策定の経緯

(参考資料) 1 用語解説集

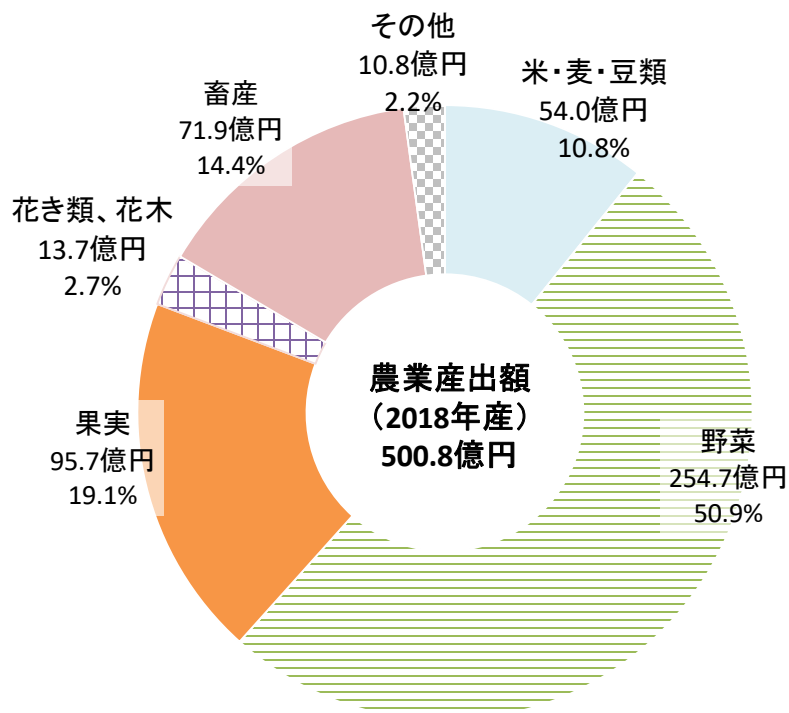
あ行	ヨミ	意味
ICT	アイシーティー	Information and Communication Technologyの略称。情報通信技術のことで、各種産業への普及が期待できるが、農業分野では綿密な栽培管理への利用等、集約性の高い施設園芸への導入が期待される。
IPM	アイピーエム	Integrated Pest Managementの略称。総合的病害虫・雑草管理のことであり、病害虫の発生状況に応じて、化学的防除(農薬散布等)だけに頼らず耕種的防除(伝染病に罹病した植物の除去や輪作等)、生物的防除(天敵やフェロモン等の利用)、物理的防除(粘着板や太陽熱消毒等)の利用可能な防除技術を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術のこと。
青枯れ病	アオガレビョウ	主にトマト、ナス、ピーマンなどのナス科野菜に発生する土壌伝染性細菌病。感染株の茎や根の維管束で増殖し、導管が詰まると水分を吸収できなくなり急に青枯れ的に萎ちようし、やがて枯死する。地温が高いと発生しやすいため夏場から栽培する作型で被害が多い。
EPA/FTA	イーピーイー・エフ ティーイー	EPAはEconomic Partnership Agreementの略で、経済連携協定、FTAはFree Trade Agreementの略で、自由貿易協定のこと。物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的として特定国・地域の間で締結される協定をFTAという。FTAの内容に加え、投資ルールや知的財産の保護等も盛り込み、より幅広い経済関係の強化を目指す協定をEPAという。
持続可能な開発目標(SDGs)	エスディー・ジーズ	平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12(2030)年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な17の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。我が国では、平成28(2016)年5月に、SDGsの実施のために閣議決定で「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置。同年12月にSDGs実施のための我が国のビジョンや優先課題等を掲げた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を、平成29(2017)年12月には我が国のSDGsモデルの発信に向けた方向性や主要な取組を盛り込んだ「SDGsアクションプラン2018」を同本部で決定。SDGsはSustainable Development Goalsの略
か行	ヨミ	意味
隔年結果	カクネンケツカ	みかん等の果樹において、一年おきに豊作と不作を繰り返す現象。
家族経営協定	カゾクケイエイキョウ テイ	家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いを基に経営計画、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたもの。

基幹的農業従事者	キカンテキノウギョウ ジュウジシャ	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「仕事（農業）に従事していた者」のこと。
GAP	ギャップ	Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略称。農業生産活動を行う上で必要な関連法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略	クマモトシゴト・ヒト・マチソウセイソウゴウ センリヤク	まち・ひと・しごと創生法に基づいて熊本市が策定した市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略。「しごと」に力点を置いた地方創生の方向性や対策が示されている。
耕作放棄地	コウサクホウキチ	農林水産省の統計調査における区分。以前、耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、数年の間に耕作する意思のない土地をいう。
耕畜連携	コウチクレンケイ	畜産農家から米や野菜等を生産する耕種農家へ堆肥を供給したり、逆に耕種農家が飼料作物を生産し、畜産農家に供給したりするなど、耕種農家と畜産農家が連携した取り組みのこと。
高病原性鳥インフルエンザ	コウビョウゲンセイト リイン フルエンザ	鳥インフルエンザの一種であり、鳥類がこのウイルスに感染すると、神経症状、呼吸器症状、消化器症状等全身症状をおこし、高い確率で致死させるもの。
国土強靱化	コクドキョウジンカ	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧 復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。
さ行	ヨミ	意味
作濇	サクレイ	干潟、入り江などの流れをよくするために水路を掘ること。ノリや貝などの養殖のために行う。
収入保険制度	シュウニウホケン セイド	品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組み。
集落営農組織	シュウラクエイノウソ シキ	集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動組織のこと。
浚渫	シュンセツ	水底の土砂をさらう作業をいい、漁場関係では、増養殖対象生物の適正水深を維持するため、又は新たに造成する目的で行われる。港湾や漁港水域では、主として航路・泊地などの必要な水深の維持、保全を目的として実施されている。

ストックヤード	ストックヤード	一時的に保管しておく場所のこと。たい肥のストックヤードについては、周辺環境や地下水への負荷を考慮したものにする必要がある。
スマート農業	スマートノウギョウ	ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。
全天候型マルチ施設	ゼンテンコウガタマルチシセツ	マルチとは、畑の地面をポリエチレンフィルム等で覆うことをいう。全天候型のマルチ施設は、乾燥時には土壌からの水分の蒸散を抑えながら、降雨時には雨水の浸入を防ぐことにより、土壌中の水分を適度に保持する効果を持つ。
た行	ヨミ	意味
WCS	ダブルシーエス	Whole Crop Silage(ホールクロップサイレージ:発酵粗飼料)の略称。稲などの米粒が完熟する前(糊熟期～黄熟期)に、穂と茎葉を同時に刈取り、ビニルでラッピングし、サイレージ化した粗飼料のこと。
単為結果性	タンイケツカセイ	植物において、受精を伴わずに子房壁や花床が発達して無種子の果実を形成すること。
団地化	ダンチカ	農作業や経営の効率化を図るため、農地を集積し、面的なまとまりをもたせること。
畜産クラスター	チクサンクラスター	畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。
つる割れ病	ツルワレビョウ	植物の病害の一種。本市では、すいか、メロン、きゅうり等のウリ科の作物での被害が大きい。土壌に病原菌が残るため、連作により発生しやすく、防除が難しい。対策としては、土壌消毒や接ぎ木苗が有効。
低コスト耐候性ハウス	テイコストタイコウセイハウス	一般的に普及している鉄骨補強パイプハウス等の基礎部分や接合部分を、強風や積雪に耐えられるように補強・改良することで十分な強度を確保したハウスのうち、設置コストが同規模・同強度の鉄骨ハウスの7割以下のものをいう。
土地改良施設	トチカイリョウシセツ	農道・農業用排水路、農業用ため池、堰、排水機場など。
土地利用型作物	トチリョウガタサクモツ	広い農地での生産に適した作物で、米、麦、大豆が代表的な例にあげられる。基盤整備や大型の機械・施設の導入により生産性が向上しやすく、集落営農組織での生産に向く。
土地利用計画	トチリョウケイカク	土地を有効に利用できるよう、目的や用途に応じてあらかじめ土地を区分けすること。

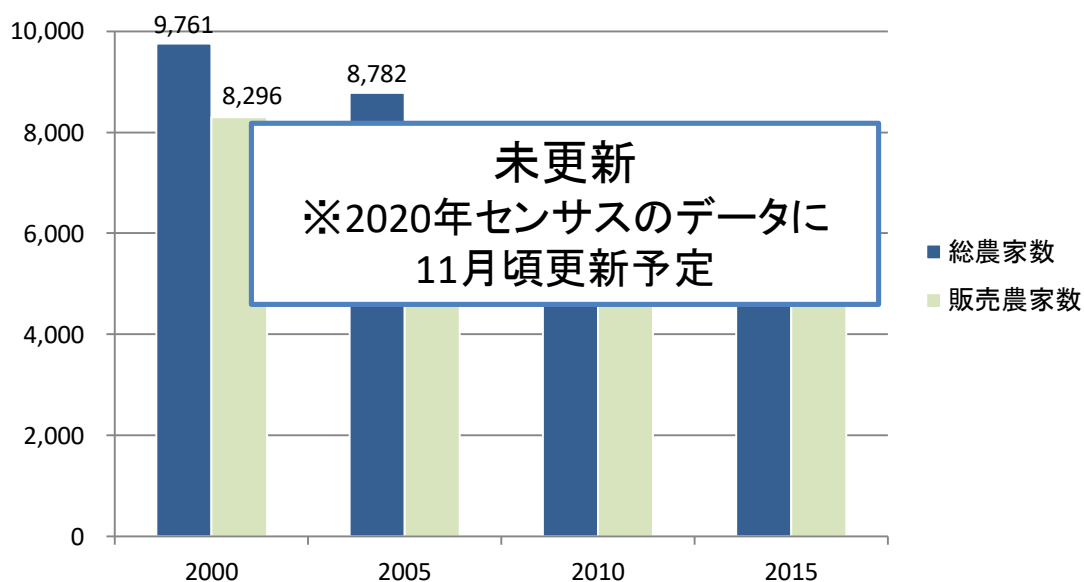
な行	ヨミ	意味
認定農業者	ニンテイノウギョウ シャ	農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向け、経営の改善を進めようとする計画を市町村に提出し、認定を受けた農業者のこと。
農業就業人口	ノウギョウシュウギョ ウジンコウ	15歳以上で農業のみに従事した者及び農業とその他の仕事の両方に従事したが農業従事日数の方が多い者。
農商工連携	ノウショウコウレンケ イ	農林漁業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。
農地集積	ノウチシュウセキ	担い手等に農地の利用を集めること。経営規模を拡大し、生産コストを下げるうえで重要。国は令和5年度(2023年度)までに担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の実現を目指している。
農地中間管理事業	ノウチチュウカンカン リジギョウ	農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、農業振興地域の区域内において農地中間管理機構が行う事業のこと。農用地等の農地中間管理権の取得、農地中間管理権を有する農用地等の貸付けや改良・造成等がある。
は行	よみ	意味
HACCP	ハサップ	Hazard Analysis and Critical Control Pointの略称。原料受入れから最終製品までの各工程で微生物による汚染、金属の混入等の危害の要因を予測(危害要因分析: Hazard Analysis)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(重要管理点: Critical Control Point、例えば加熱・殺菌、金属探知機による異物の検出等の工程)を継続的に監視、記録する工程管理システム。
泊地	ハクチ	漁港や港湾内で、船舶が比較的安全に停泊することのできる水面をいい、一般に防波堤、護岸等の外郭施設や岸壁などの係留施設によって囲まれている。
覆砂	フクサ	海砂の流出やヘドロなどの堆積により効用の低下した漁場に対して、別の場所などから海砂を移送散布することにより、漁場の保全を図ること。
ま行	ヨミ	意味
木質バイオマス燃料	モクシツバイオマス ネンリョウ	木材からなる再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)。

① 熊本市の農業産出額の構成(平成30年(2018年))



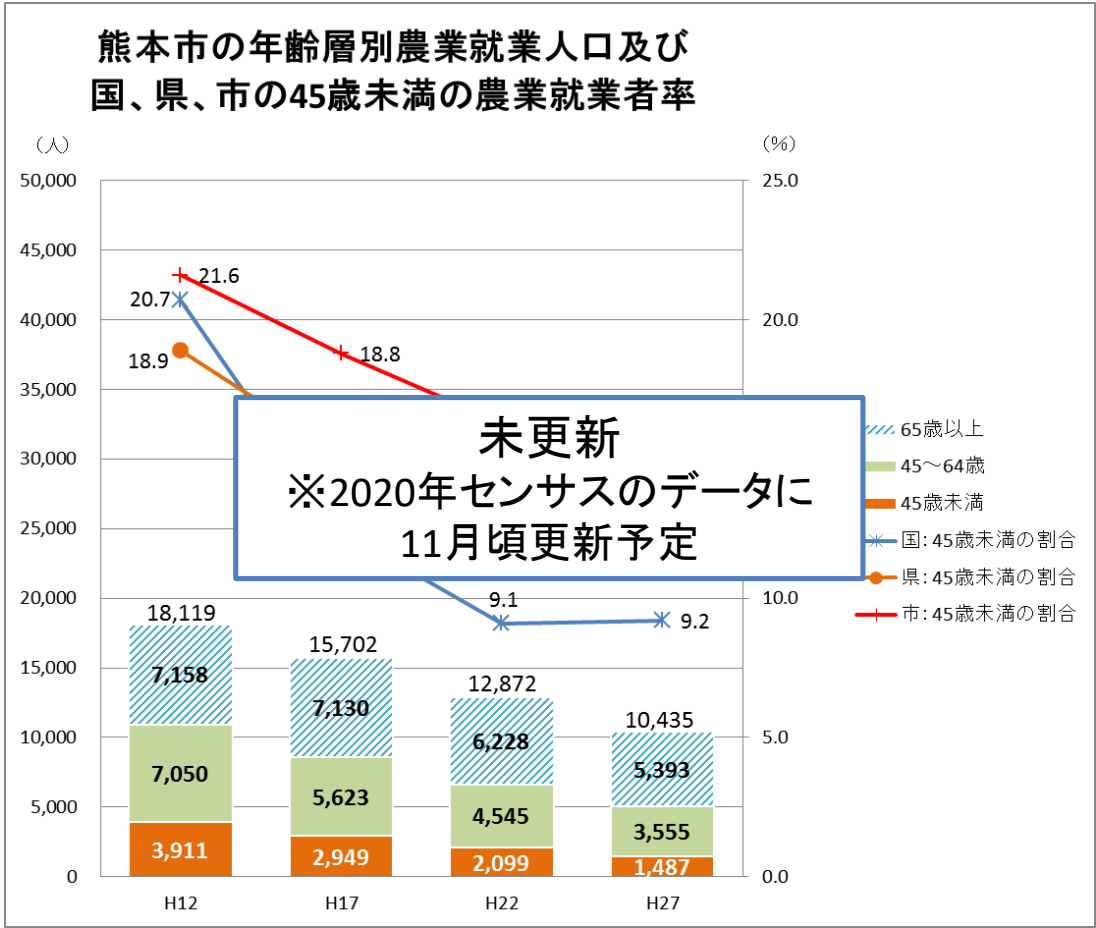
資料:市調べ

② 熊本市の農家数の推移



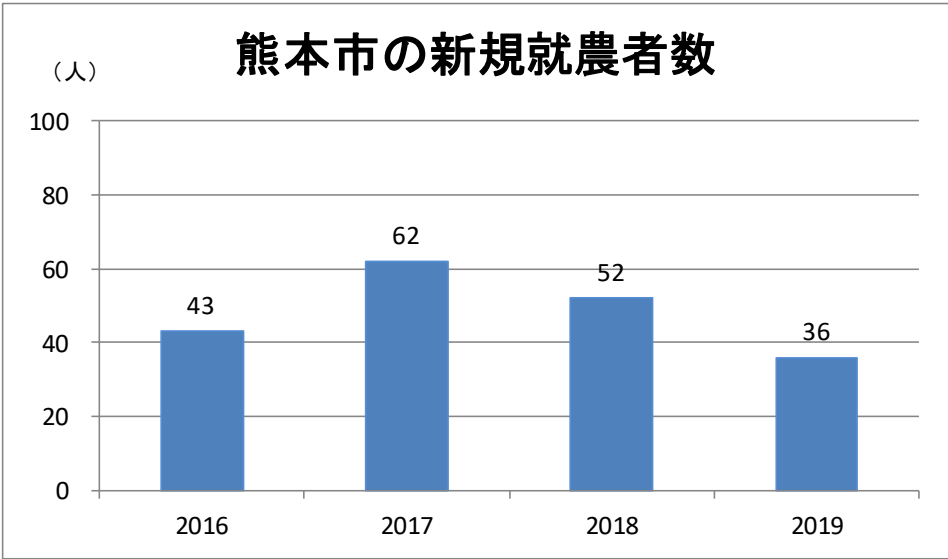
資料:農林業センサス(2005年、2015年)、世界農林業センサス(2010年、2020年)

③ 熊本市の年齢層別農業就業人口及び国、県、市の45歳未満の農業就業者率の推移



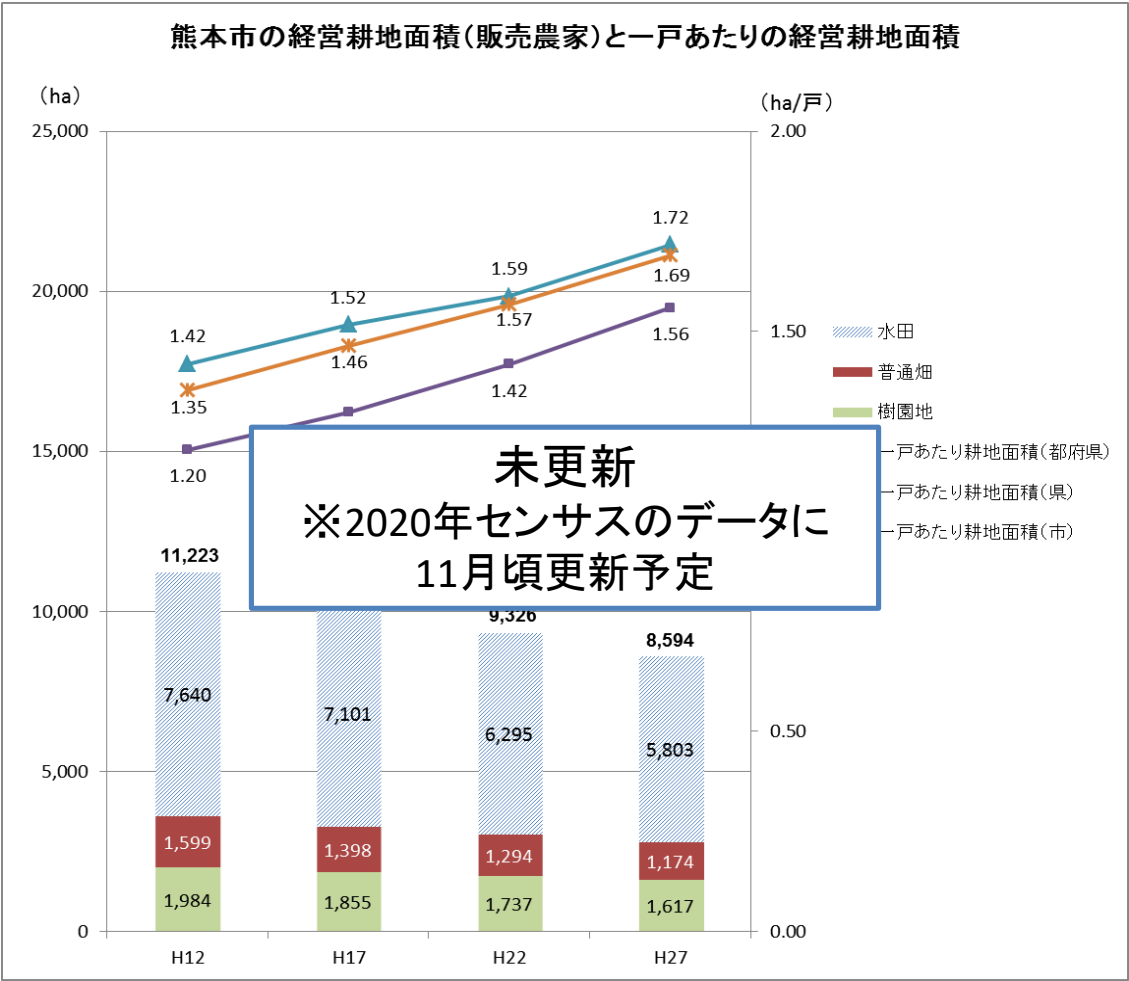
資料: 農林業センサス(2005年、2015年)、世界農林業センサス(2010年、2020年)

④ 熊本市の新規就農者数の推移

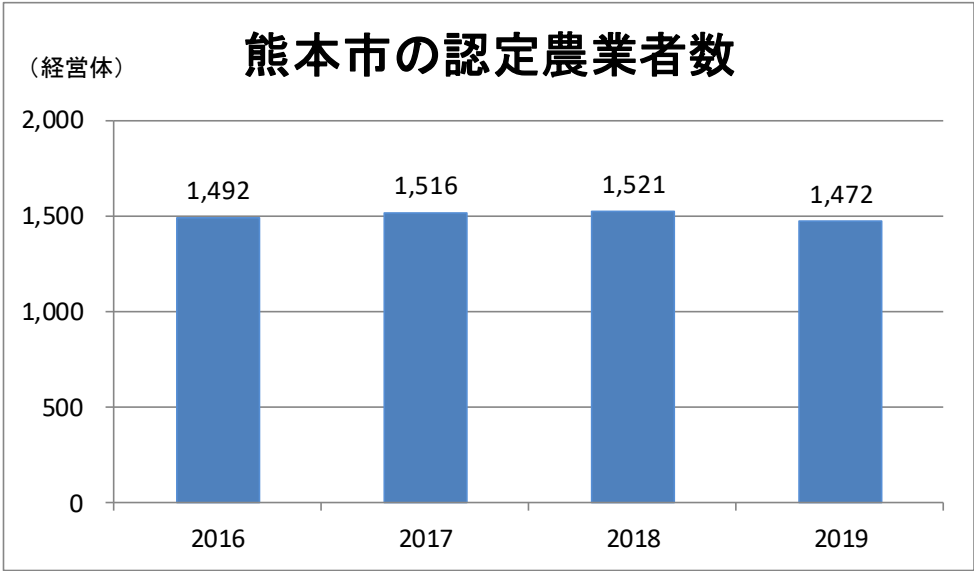


資料: 市調べ

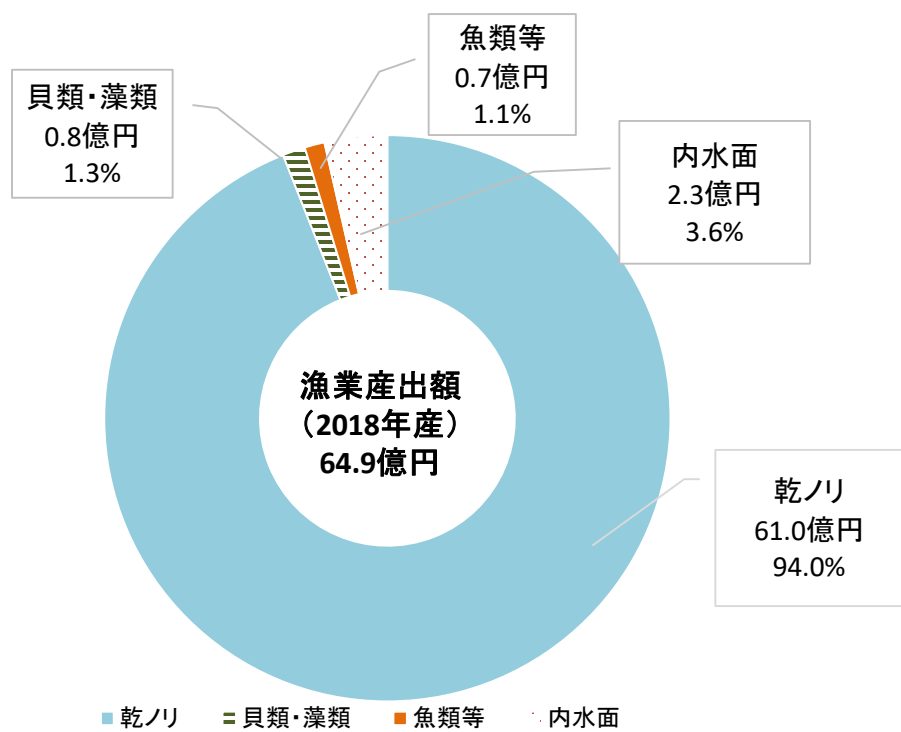
⑤ 熊本市の経営耕地面積（販売農家）と一戸あたりの経営耕地面積の推移



⑥ 熊本市の認定農業者数の推移

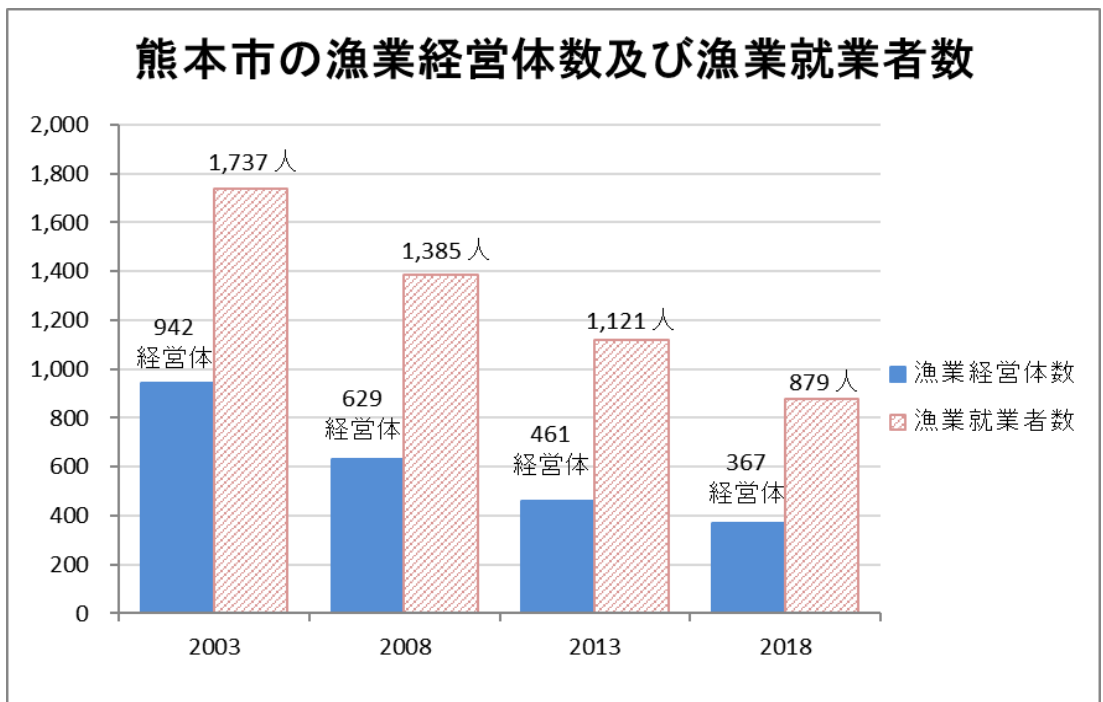


⑦ 熊本市の漁業産出額の構成



資料:熊本農林水産統計年報、熊本県漁業協同組合連合会ノリ共販実績、市調べ

⑧ 熊本市の漁業経営体数及び漁業就業者数の推移



資料:漁業センサス(2003年、2008年、2013年、2018年)
※2003年の漁業就業者数は一部公表されていないため、旧熊本市の数値。

(参考資料) 3 策定の経緯

◆第2次熊本市農水産業計画改訂版 策定の経過

時期		内容等
平成30年 (2018年)	1月	第2次熊本市農水産業計画 策定
	7月	熊本市農水産業計画推進委員会 ・実績報告
令和元年 (2019年)	8月	熊本市農水産業計画推進委員会 ・実績報告 ・熊本市第7次総合計画の中間見直し及び 第2次熊本市農水産業計画の改定について報告
令和2年 (2020年)	2月	熊本市農水産業計画推進委員会 ・第2次熊本市農水産業計画の改定に向けた検討 (骨子案の審議)
	3月	熊本市第7次総合計画 中間見直し
	11月	熊本市農水産業計画推進委員会 ・第2次熊本市農水産業計画改訂版(素案)の審議
	12月	パブリックコメントの実施
令和3年 (2021年)	3月	第2次熊本市農水産業計画改訂版 策定

◆策定の検討体制

熊本市農水産業計画の評価や進行管理、その他、計画の推進に必要な事項に関することについての審議を目的とした委員会。令和２年度の本委員会のメンバーは以下のとおり。

令和２年度熊本市農水産業計画推進委員会 委員名簿 (50音順、敬称略)

	氏名	所属	役職	備考
1	麻生 正一	鹿本農業協同組合 植木支所	支所長	(農)協同組合
2	荒井 朋子	市民代表		公募委員
3	上野 眞也	熊本大学 (熊本創生推進機構)	名誉教授 (特定事業教員)	学識経験者
4	尾上 達也	熊本青果食品商業協同組合	専務理事	流通関係団体
5	槌田 榮一	熊本市漁業振興協議会	会長	(水)協同組合
6	西富 徳子	特定非営利活動法人 熊本消費者協会	会員	消費者団体
7	野田 一秋	熊本市農業協同組合	営農部長	(農)協同組合
8	波積 真理	熊本学園大学商学部	教授	学識経験者
9	浜辺 将寿	熊本市漁業後継者クラブ	会長	(水)漁業者代表
10	林田 祐典	熊本市観光旅館ホテル 協同組合	事務局長	観光・飲食関係団体
11	正木 津吉	熊本市認定農業者協議会	相談役	(農)農業者代表
12	森 日出輝	熊本市農業委員会	会長	(農)熊本市農業 委員会
13	森田 浩	熊本宇城農業協同組合 下北支所	統括所長	(農)協同組合
14	森本 佳代子	市民代表		公募委員
15	八浪 博	熊本県県央広域本部	農林部長	熊本県

第2次熊本市農水産業計画 改訂版

発行 熊本市（熊本市中央区手取本町1－1）

発行日 令和3年（2021 年）〇月

編集 熊本市農水局農政部農業政策課
